

平塚市総合計画
～ひらつかNEXT～
改訂基本計画

ネクスト

令和2～5年度

1次素案たたき台

計画の策定に当たり

市長挨拶

平塚市長 落合克宏

= 計画の名称 =

この総合計画の名称は、次のとおりとします。

名称：平塚市総合計画～ひらつか Ne▶T(ネクスト)～改訂基本計画

『Ne▶T』とは、広域的な幹線道路の整備や、市内での新しいまちづくりの取組、さらには東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、本市の魅力を強く発信し、未来へ向けてさらに飛躍するための好機を踏まえ、まちづくりの次の段階へ進むことを意味しています。

また、『Ne▶T』は『Ne(=New、新しい)』と『T(=Traditional、伝統的、固有な)』を『▶(=x、掛ける)』で掛け合わせ、本市の魅力を一層高めるとともに、可能性を引き出す取組により、まちづくりを展開するという意味も含んでいます。

目次

序 論

第 1 章 はじめに.....	3
1 改訂基本計画の策定趣旨.....	4
2 総合計画が果たす役割.....	5
3 総合計画の構成と計画期間.....	6
4 本市を取り巻く状況.....	7
5 「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題.....	14
第 2 章 将来展望.....	15
1 人口の展望.....	16
2 土地利用の考え方.....	17
第 3 章 総合計画の実現に向けて	21
1 まちづくりの基本姿勢.....	22
2 総合計画の進行管理.....	24

基本計画

第 1 章 基本計画について	27
1 基本計画の概要.....	28
2 基本計画の体系図.....	34
第 2 章 重点施策.....	37
1 重点施策 「強みを活かしたしごとづくり」	38
- (1) 基幹産業の競争力を強化する	39
- (2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる.....	40
- (3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する	41
2 重点施策 「子どもを産み育てやすい環境づくり」	42
- (1) 若い世代の結婚・出産を支援する.....	43
- (2) 安心して子育てができる環境をつくる.....	44
- (3) 子どもの健やかな成長を支援する.....	45
3 重点施策 「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」	46
- (1) 高齢者が活躍する機会をつくる	47
- (2) 健康寿命の延ばす取組を推進する	48
- (3) 高齢者が地域で安心して暮らせる環境をつくる	49
4 重点施策 「安心・安全に暮らせるまちづくり」	50
- (1) 災害に強い地域づくりを推進する.....	51
- (2) 犯罪や消費者被害を防止する	52
- (3) 交通安全対策を推進する	53

第3章 分野別施策	55
1 分野別施策1「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」.....	56
1 - 子どもの学びを充実する.....	56
1 - 教育環境を充実する.....	58
1 - 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する.....	60
1 - 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する.....	62
1 - 青少年の健全育成を推進する.....	64
1 - 活発な市民の交流を促進する.....	66
1 - 平和意識の普及・啓発を推進する.....	68
1 - 人権尊重・男女共同参画を推進する.....	70
2 分野別施策2「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」.....	72
2 - 子育て支援を充実する.....	72
2 - 健康づくりを推進する.....	76
2 - 地域福祉を充実する.....	78
2 - 高齢者福祉を推進する.....	80
2 - 障がい者福祉を推進する.....	82
2 - コミュニティ活動を促進する.....	84
2 - 防災対策を強化する.....	86
2 - 災害に強いまちづくりを推進する.....	88
2 - 日常生活の安心・安全を高める.....	90
2 - 消防・救急体制を強化する.....	92
3 分野別施策3「自然と人が共生するまちづくり」.....	94
3 - 環境にやさしいまちづくりを推進する.....	94
3 - 自然環境の保全を推進する.....	96
3 - 循環型社会の形成を推進する.....	98
3 - 快適な生活環境の形成を推進する.....	100
3 - 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する.....	102
3 - 交通の利便性を高める.....	104
4 分野別施策4「活力とにぎわいのあるまちづくり」.....	106
4 - 産業の活性化を促進する.....	106
4 - 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する.....	110
4 - 工業を振興する.....	112
4 - 農業・漁業を振興する.....	114
4 - 観光を振興する.....	116
4 - 雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する.....	118
4 - 新たな産業拠点の形成を推進する.....	120

資料編

1 平塚市総合計画策定の流れ.....
2 平塚市総合計画策定体制.....
3 平塚市総合計画審議会.....
4 平塚市総合計画策定委員会.....
5 市民参加.....
6 用語解説.....

序論

「序論」では、計画の構成や計画期間などを示すとともに、計画策定に際し踏まえるべき事項を整理し、本市の将来展望として、人口の展望や土地利用の考え方を示します。

第1章 はじめに

第2章 将来展望

第3章 総合計画の実現に向けて

本計画書内で、「※」がついている用語については、巻末の「用語解説」で取り上げていますのでご参照ください。なお、「※」は見開きの最初に出てくる用語に付けています。

序論 第1章

はじめに

- 1 改訂基本計画の策定趣旨
- 2 総合計画が果たす役割
- 3 総合計画の構成と計画期間
- 4 本市を取り巻く状況
- 5 「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題

1 改訂基本計画の策定趣旨

本市では、市政運営の総合的指針として、平成28年度から平成35年度(令和5年度)までを計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」を策定し、次の世代にたしかな平塚をつなぐため、31の基本施策と、その中から重点的に取り組むべき施策として抽出した12の個別施策を推進してきました。

この度、平塚市総合計画～ひらつかNEXT～の計画期間が、中間年を迎えたことから、次の3つの視点により、基本計画の見直しを行います。

なお、平塚市総合計画～ひらつかNEXT～の策定時に導いた本市が抱える重点課題は変わらず重要であり、更に平成30年度に実施した平塚市市民意識調査や転入出者アンケート調査の結果によると、8割以上の市民が定住意向を示していることや前回調査に比べて、暮らしやすさや施策に対する満足度が向上しているため、分野別施策及び重点施策のそれぞれの4つの柱については変更せず、施策の継続性を確保します。

また、本市の重点施策は、地方創生の実現に向けて国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案した地方版総合戦略に相当するものとなっており、今回の改訂にあたって、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定めのあるSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)に対する認識を示します。

(1)見直しの視点

- ・基本計画策定以後の4年間を振り返った結果を踏まえること
- ・基本計画策定以後の国の動向や社会経済情勢を踏まえること
- ・新たな課題や住民ニーズに応えること

(2)見直しの主な内容

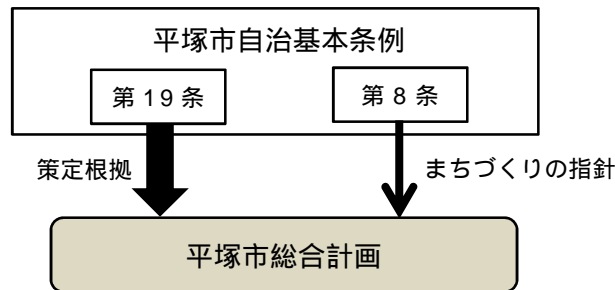
- ・将来人口の推計や財政状況の見通しを更新します。
- ・市長の公約との整合性を図ります。
- ・成果指標の目標値の修正や新たな成果指標を設定します。
- ・その他、必要な事項を見直します。

2 総合計画が果たす役割

(1) 市政運営の基本となる方向性を示した最上位の計画

平塚市総合計画は、平塚市自治基本条例（以下、自治基本条例）第 19 条を策定根拠とする本市の最上位計画です。本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念をもち、まちづくりの推進を図っていくものです。

なお、本市の各部門における様々な計画や施策は、本計画に基づいて実施され、自治基本条例第 8 条に定めた「まちづくりの指針」の実現に向けて取り組むものです。



平塚市自治基本条例

<まちづくりの指針>

第 8 条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- (1) 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- (2) 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- (3) 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- (4) 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- (5) 産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

<総合計画等>

第 19 条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

(2) 国、県、近隣市町村などに本市の姿勢を示し、協力・連携・調整を求めていく際の基本となる計画

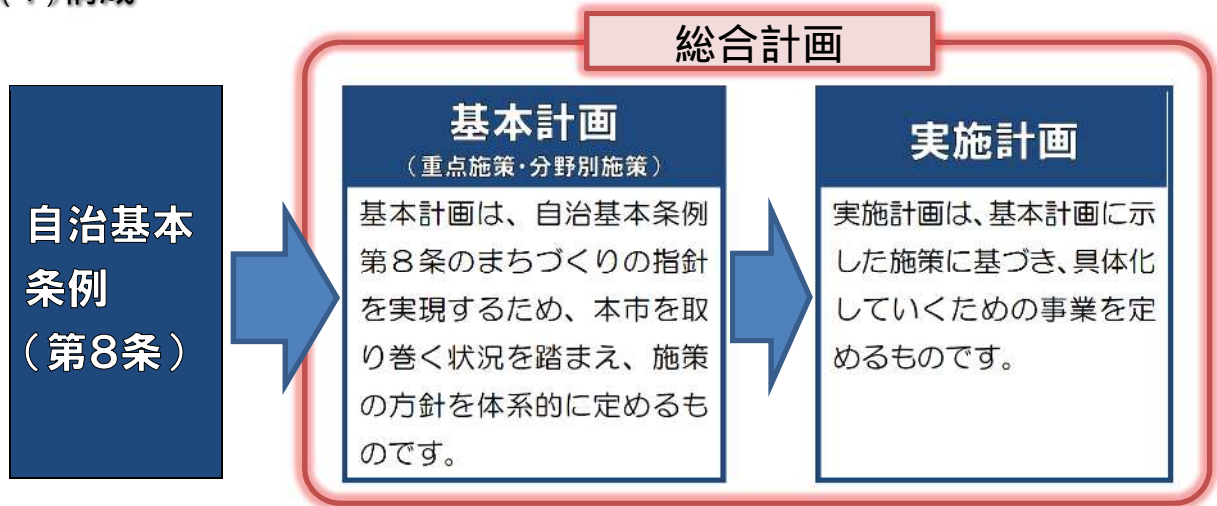
国、県、近隣市町村などに、計画実現に必要な協力・連携・調整を図るための基本となります。

3 総合計画の構成と計画期間

「平塚市総合計画～ひらつか NEXT～」は『基本計画』 - 『実施計画』の2層の構成とし、計画期間については平成28～35年度（令和5年度）の8年間とし、社会経済情勢の変化や事業の取組状況を踏まえ、策定後4年で見直すものとしていました。

このたびの見直しにより策定した「平塚市総合計画～ひらつか NEXT～改訂基本計画」は、総合的に取り組むものとして位置付ける分野別施策と特に力を入れて取り組むものとして位置付ける重点施策の体系を踏襲しつつ、令和2～5年度までを計画期間とします。

(1) 構成



(2) 計画期間

H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
基本計画 【平成28年度～】				改訂基本計画 【令和2～5年度】			
※計画期間8年(4年で見直し)				見直し			
実施計画				}			
	実施計画			}			
		実施計画		}			
			● ● ● ● ● ● ● ●	}			
				※計画期間3年 (毎年度見直し)			

4 本市を取り巻く状況

計画策定の踏まえるべき事項として、次の8点について整理します。

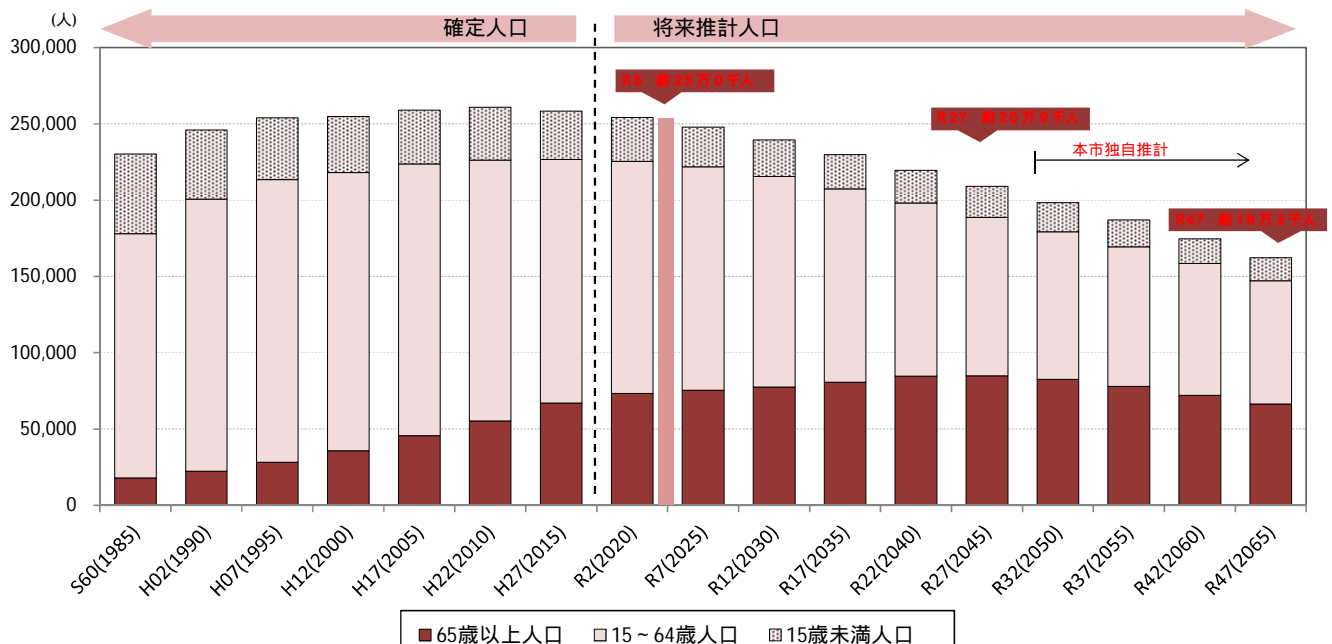
(1)人口減少社会の到来

本市の総人口は、2度のベビーブームや産業の発展等に伴う転入により増加を続けてきましたが、平成22年11月の26万863人をピークに減少傾向に転じており、平成31年1月1日現在では、25万7,879人となっています。

人口の動態を社会増減と自然増減に分けてみると、社会増減では、就職が理由と思われる20代前半の都心方面への転出が依然として大きいものの、全体としては平成27年以降、社会増が続いています。また、自然増減では、平成23年以降、死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後はより自然減が大きくなることから、加速度的に人口減少が進み、本計画の目標年次である令和5年(2023年)には約25万0千人、さらに令和27年(2045年)には約20万9千人にまで減少するとされています。この国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、本市独自で令和47年(2065年)までの人口を推計すると、昭和45年以前と同程度の人口にあたる約16万2千人(平成31年比37%減)になると見込まれます。

本市の人口の推移と見通し



- 【備考1】平成27(2015)年までは、総務省「国勢調査」から作成
- 【備考2】令和2(2020)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成
- 【備考3】令和5(2023)年の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所において推計値が公表されていないことから、令和2(2020)年と令和7(2025)年の総人口を直線的に補間して算出

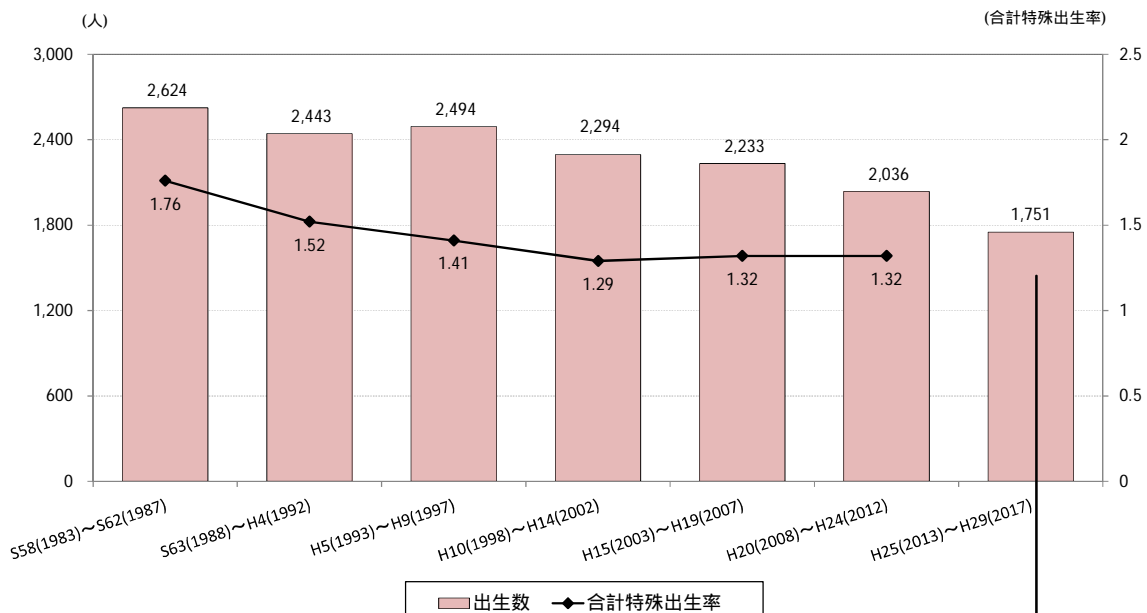
(2)出生率の低迷

本市の5年平均の出生数は、平成20～24年平均では2,036人、平成25～29年平均では1,751人となり、依然として減少傾向にあります。出生数の減少が続いている要因としては、若い女性の人口が減少しているという人口構造上の問題や、未婚率の上昇、晩婚化等が影響していると思われます。

人口を安定的に維持していくためには、合計特殊出生率が2.07必要ですが、本市では近年1.3前後で推移しており、低い水準に留まっています。また、国の結婚や出産に関する意識調査を参考として、希望出生率を算出すると1.8となり、出生の希望と現実との間にも差が生じています。

国全体で人口減少が進む中で、将来の経済活動や社会的機能の担い手を一定の規模で保持するとともに、人口構造の若返りを図るには、生まれてくる子どもの数を増やしていくことが必要です。そのためには、若者の子どもを持ちたいという希望が叶えられる社会の構築に向けて、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、子どもの成長や子育てをまち全体で支え、安心して子どもを育てられる環境づくりを、長期的な視点から進めることが必要です。

本市の出生数（5年平均）と合計特殊出生率の推移



【備考1】 出生数は「平塚市統計書」から作成

【備考2】 合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」から作成

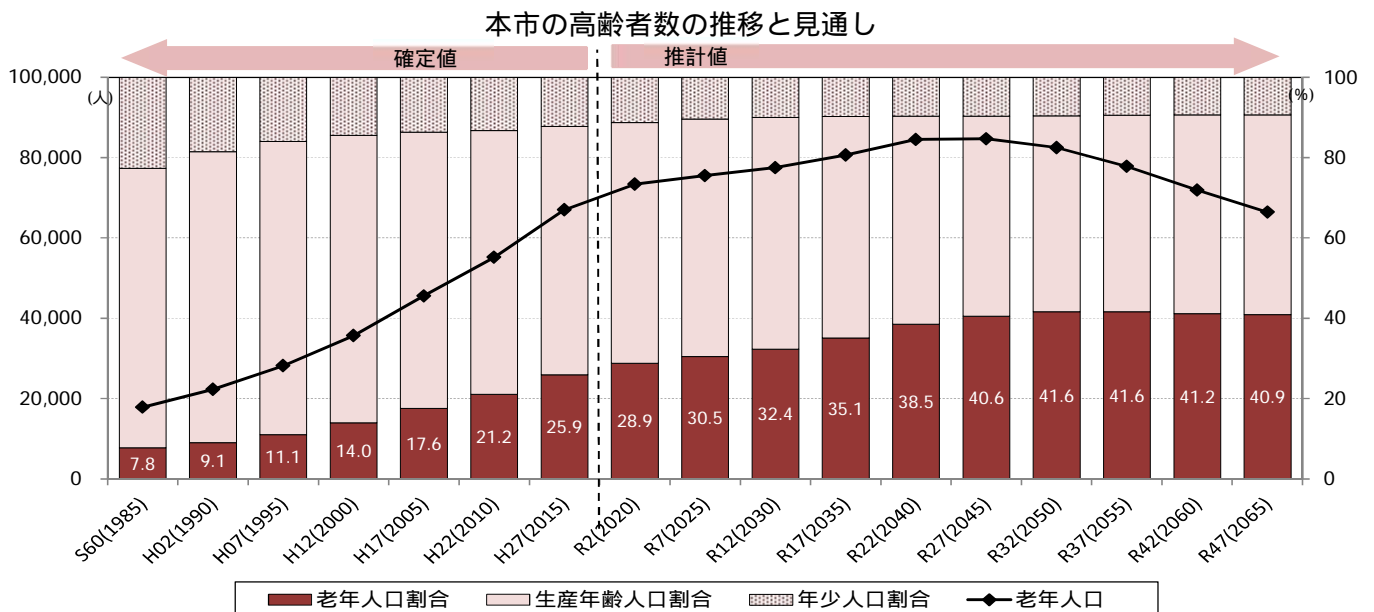
合計特殊出生率は、2020年2月公表の見込み

(3)高齡化の進展

本市の年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は、減少して推移しているのに対し、老年人口（65歳以上）は、増加が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、**令和22年（2040年）**頃には、昭和46～49年生まれの第2次ベビーブーム世代が老年人口に加わることや、**「人生100年時代」と言われるような**平均寿命の延伸に伴い、高齢者数がピークを迎えると予想されます。また、総人口に占める老年人口（高齢化率）は、**令和27年（2045年）**には**40%**に達し、その後も上昇すると推計されます。

高齢化の進展は、当面避けられず、今後、高齢化によって地域活動を支える人材が不足し、地域行事などの実施が困難になることが懸念されます。また、高齢化とあわせて、高齢世帯（世帯主の年齢が65歳以上の世帯）数、特に単身の高齢世帯数の増加が見込まれ、家族形態の変化により、子育てや介護などの家族機能が低下していくことが懸念されます。さらに、介護や入院が必要となる高齢者が増加することが想定されますが、少子化の影響により働き手が年々減少していくため、医療・福祉分野における人材不足も懸念されます。

高齢化によって想定される課題に対応するためには、高齢者が地域の中で自らの意欲や能力を発揮し、いつまでも健康で活躍できるまちづくりを進めることが重要です。また、**誰もが居場所と役割を持ち、地域で支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、その理念を障がい者や子どもなどへの支援にも広げることで、「地域共生社会」の実現を目指すことが求められます。特に、高齢化率が高い地域においては、多世代を対象にした地域拠点及びコミュニティの形成を推進することが重要です。**



【備考1】平成27(2015)年までは、総務省「国勢調査」から作成

【備考2】令和2(2020)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成

(4)地域経済の変化

本市の従業者数は、平成 **28 年**経済センサス活動調査 結果によると「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」となっており、「製造業」と「卸売業・小売業」の従業者数を合わせると、全産業の約 4 割を占めています。両業種は売上高も高く、2 業種で市内全体の売上高の約 7 割を占め、市内の経済や雇用を支えています。また、本市は、**2015 年**農林業センサスによると県内で 3 番目の経営耕地面積を有していることや、相模湾に面した地理的条件から、地域で採れた新鮮な農水産物を地域で消費できる環境があります。

このような環境も活かしながら、業種を超えた事業者間の連携によって、高付加価値を生み出す取組が進められており、地域の産業活性化に向けた動きが広がりを見せています。

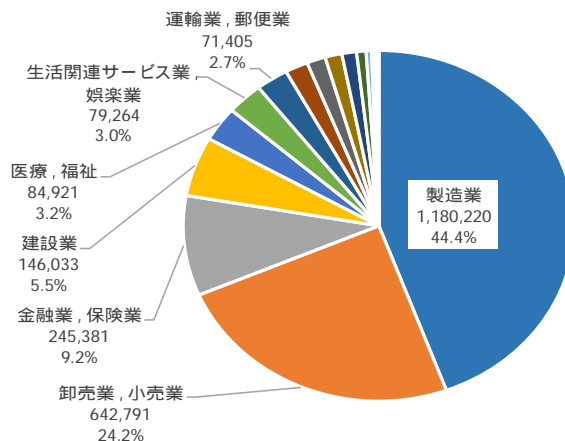
また、社会的インパクト投資が期待される共同研究が市内外の企業・大学で進むことにより、関係人口が増加しています。

さらに、AI や IoT などの新たな技術が進展し、国においても新たな未来社会である Society5.0 の実現を目指すなど、産業を取り巻く環境が大きく変化しています。

全国では、第 1 次産業（農業、漁業など）や第 2 次産業（製造業、建設業など）の就業者数が減少する一方、第 3 次産業（卸売業・小売業、金融業・保険業など）の就業者数は増加していますが、本市においては全分野で減少しています。また、市内の事業所数は、徐々に減少する傾向にあり、従業者数も事業所数と連動して減少しています。

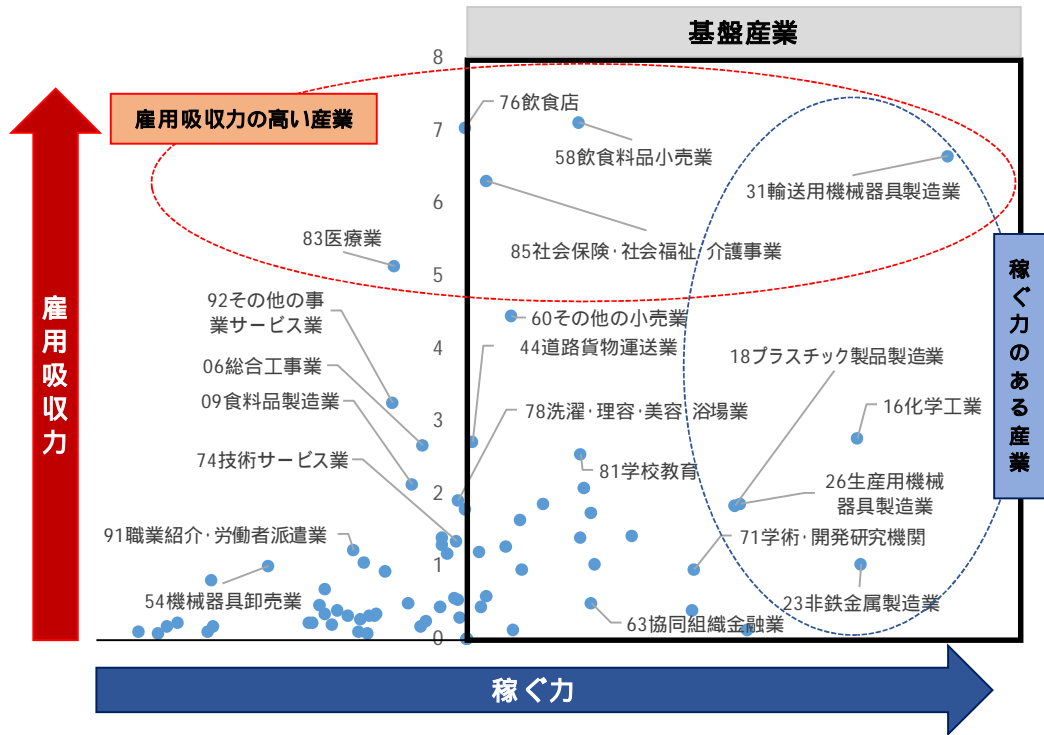
経済の低迷は、まちの活力の低下や雇用環境の悪化を招くと考えられますが、今後は、総人口の減少や人口構成の変化によって、地域内の消費の減少が見込まれ、地域経済への悪影響が懸念されます。豊かな暮らしを次の世代へ引き継ぐためには、地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業を支え、地域内の経済循環を促進することが必要です。また、地域の資源や**特長**を活かした魅力を創出し、地域外から利益を得ることにより、地域産業の活性化を図ることや、市民が安心して働けるよう、安定した雇用機会の創出を図ることが必要です。

本市の産業別売上高構成比(百万円)(平成 **28 年**)



【備考】 総務省「平成 **28 年**経済センサス活動調査」

本市の産業の稼ぐ力と雇用吸収力



【備考】総務省「地域の産業・雇用創造チャート」

(5)安心・安全の確保

本市は、穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし、甚大な被害を出す恐れのある大規模地震の発生確率が高まっていることや、平成30年7月の西日本豪雨や同年9月に発生した北海道胆振東部地震など全国各地で相次ぐ自然災害などから、市民の防災や減災に対する意識は高く、地域防災力の強化が求められています。また、今後、自然災害の大規模化が懸念される状況の中で、自然災害から市民の生命や財産を守るためには、建物やインフラの耐震化等による都市の防災機能の向上を図るとともに、自助・共助・公助による災害対応力をさらに強化する必要性が高まっています。

日常生活の面では、市民意識調査などのアンケート調査結果によると、まちの治安に不安を抱く市民の割合は減少しているものの、未だ高い割合となっていることから、引き続き、暮らしの安心感を高めていくことが課題となっています。地域の安全は、子育て環境としても重視されていることから、子育て世代の定住を促進するためにも、まちぐるみで防犯に対する意識や活動を高めていく必要があります。

(6)魅力の創出

本市の夜間人口（常住人口）に対する昼間人口（従業地、通学人口）の割合は、低下する傾向にあるものの、市内に通勤・通学する市民の割合が高いことや、通学による流入人口が流出人口を上回っていることなどから、近隣市町と比較して高くなっています。本市は、東京圏に位置しながらも、学校や事業所が集まる拠点性を持った都市であるといえます。今後も多くの人々が過ごすまちとなるためには、まちの魅力を磨き、高めていくことが必要です。

本市の自然的環境としては、西部に丘陵地のまとまったみどりが広がり、中央部には金目川水系の河川が流れ、その周囲には県下有数の生産高を誇る田園が広がっています。また、市街地には、緑豊かな総合公園が整備されており、多様な自然環境や身近な憩いの空間は、市民に魅力として感じられています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畑などの誘客につながる資源も有しており、これらの豊かな自然を後世に引き継ぐためには、適正な保全を図るとともに、交流やふれあいなどの場として活用を図る必要があります。

都市的環境としては、JR東海道本線平塚駅を中心に商業・業務機能が集積するほか、天沼地区には大型小売店舗が立地しており、にぎわいある空間となっています。まちの活力を高め、一層のにぎわいを創出するためには、新たなまちの拠点づくりを推進するとともに、中心市街地では、都市機能の集積を図り、人の流れを呼び込む好循環を生み出し、中心市街地全体の魅力アップを図ることが必要です。先人から引き継いだまちの資源を保存・活用しながら、快適で魅力あふれる都市空間の形成を図っていく必要があります。

(7) 持続可能な地域経営

市の歳入面では、今後人口減少が進み、それに伴って労働力も少なくなるため、これまでのような高い経済成長による右肩上がりの税収は、期待できない状況にあります。一方、歳出面では、平成19年度に歳出の16.8%であった社会保障の関連経費である扶助費は、平成30年度に28.2%と約11.4ポイント増加しており、今後も高齢化の進展によって支出の増加が見込まれています。また、本市では、人口増加や高度経済成長を背景として、多くの公共施設を集中的に整備してきました。そのため、公共施設の大規模改修や更新する時期も集中することとなり、間もなく多くの施設が耐用年数を迎え始めることから、それらをすべて維持・更新するには莫大な費用が必要となります。

このような見通しは、将来世代の税負担が増加し、世代間の不公平をもたらすことにつながります。また、今後、歳入と歳出の均衡が図られなければ、災害への備えやインフラ施設の維持など、市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

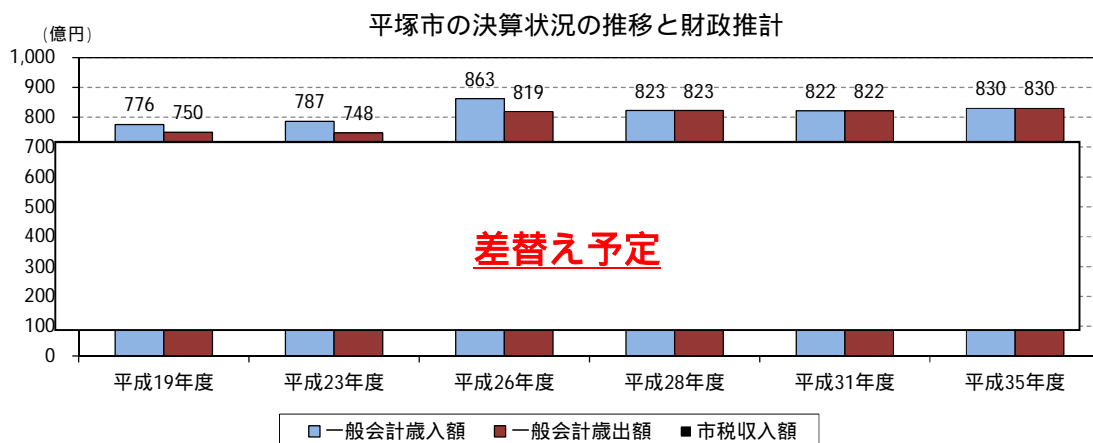
これらの課題に対応するためには、行政サービスの効率化を図るとともに、行政サービスの見直しを進めるほか、政策の優先順位付けなど、持続可能な行財政運営に向けた対応が求められます。また、限られた財源の中でも、市民の安全が確保され、市民が幸せな暮らしを実現することができるまちを目指すには、まちづくりの各主体が適切な役割分担のもとで、力を発揮できることが重要です。

(8) 財政状況の見通し

計画期間における財政状況を見通すに当たり、歳入については、市税は国の示す成長率や人口動態などを加味して算出しました。また、その他の費目についても、過去の実績などを踏まえ推計しました。歳出については、少子高齢化を考慮して扶助費等を算出するとともに、過去の実績や今後の計画なども踏まえながら、投資的経費等を推計しました。

その結果、本市の一般会計における財政規模は、令和2年度から令和5年度までの計画期間において、概ね年間〃〃〃〃億円で推移するものと見込んでいます。

~~これらの見通しを踏まえ、総合計画を着実に実施していきます。~~



【備考】 令和2年度以降については推計値です。

5 「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題

本市における出生数の減少と死亡数の増加は、今後も拡大していくものと考えられ、未婚化・晩婚化の進展や2040年の高齢者数のピークを意識して、より一層の子育て支援と高齢者施策の展開が求められています。

一方で、人口減少問題に対応するため、国においても新たな未来社会である Society5.0 の実現を目指しており、AI や IoT を始めとした新たな技術が進展し、その活用が官民間わず幅広く求められています。さらに、近年の西日本豪雨や北海道胆振東部地震などの自然災害を教訓に、市民の安心・安全を守るための取組も強く求められています。

市民が幸せに暮らし続けるためには、地域コミュニティ・住民自治のあり様の変化を踏まえた行政サービス・団体自治のあり様を考えながら、地域経済の活性化、子育て支援や超高齢社会への対応、自然災害などへの対応力強化に取り組むことが必要になります。

重点課題1 「地域経済の活性化」

都市としての活力を維持するため、地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業を支え、地域内の経済循環を促進するとともに、地域の資源や**特長**を活かした魅力を創出し、地域外から利益を得ることによる地域経済の活性化を図ることが重要です。

重点課題2 「子育て支援」

子どもを持ちたいという希望が叶えられる社会の構築に向けて、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、子どもの成長や子育てをまち全体で支え、安心して子どもを育てられる環境づくりが重要です。

重点課題3 「超高齢社会への対応」

「人生100年時代」を迎える中、高齢者がいきいきと暮らせる社会の構築に向けて、高齢者がいつまでも健康で活躍できるまちづくりを進めるとともに、介護が必要になっても、地域で支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが重要です。

重点課題4 「安心・安全なまちづくり」

自然災害から市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助による災害対応力をさらに強化するとともに、まちぐるみで防犯や交通安全に対する意識や活動を高めしていくことが重要です。

序論 第2章

将来展望

- 1 人口の展望
- 2 土地利用の考え方

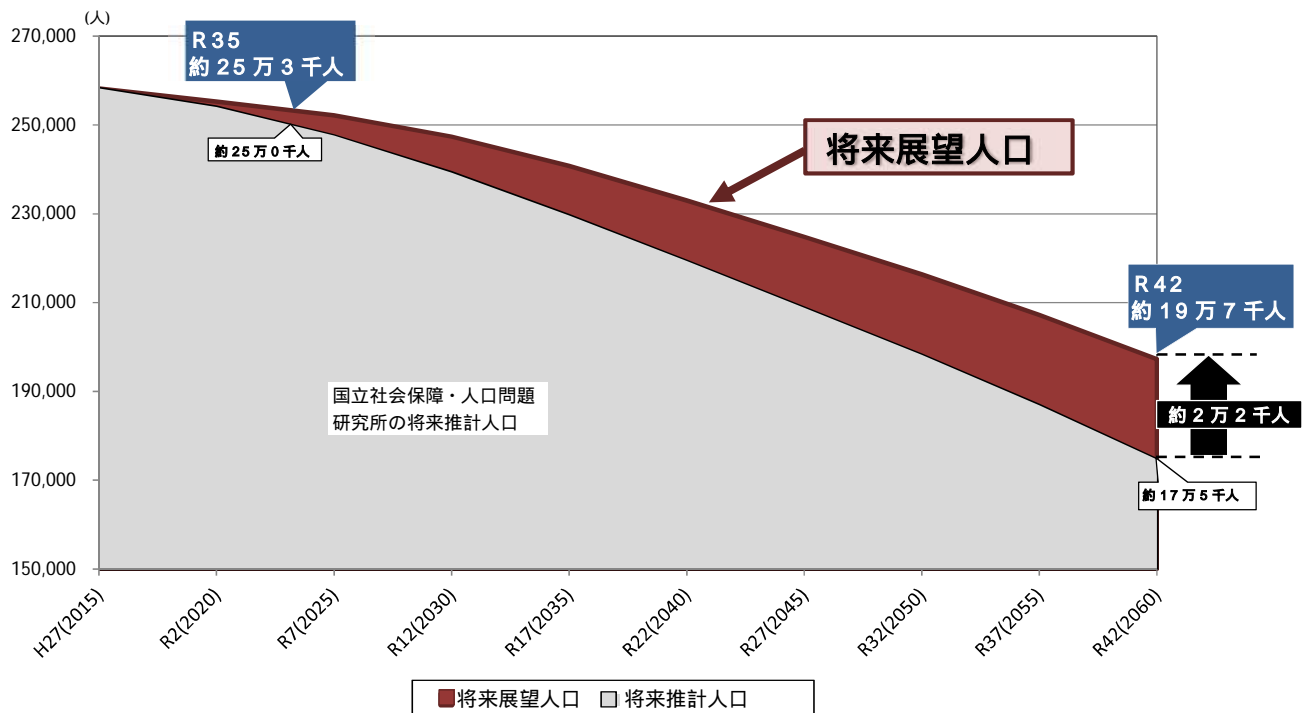
1 人口の展望

人口減少は、地域経済の低迷による生活の利便性、地域の魅力の低下や、雇用への影響を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。人口減少期へ移行した本市においても、今後、人口減少による悪影響が懸念されます。本市が将来にわたりまちづくりを進めていくためには、市民や国・県・近隣市町村などと連携しながら、対策を進めることが求められます。

本市には、県内トップクラスの製造品出荷額を誇る製造業をはじめとし、雇用吸収力を持つ産業があります。このような地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業の発展を支援するとともに、少子化対策などの若い世代が地域で安心して子どもを産み、育て、暮らし続けられるためのまちづくりを進め、さらには、まちの魅力を磨き、高めることにより本市への愛着や誇りの醸成を図ることで、出生や人の流れの状況に変化が生じると考えられます。

本市の将来人口は、合計特殊出生率 が改善し、社会移動 が均衡 すると、令和5年に約25万3千人、令和42年に約19万7千人になると推計され、何も対策を講じない場合の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口）と比較すると、令和42年時点において約2万2千人程度多くなり、人口減少が緩和すると予測されます。

本市の人口の将来展望



【備考1】 将来展望人口は、合計特殊出生率の向上と、転入出の均衡により、達すると考えられる人口

【備考2】 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、本市において令和27(2045)年時点の出生・死亡・移動などの仮定を令和42(2060)年まで延長して推計したもの

2 土地利用の考え方

本市は、湘南地域の中核都市として、都会性と自然性をあわせもち、様々な生活スタイルが選択できる特性を活かし、平塚駅を中心に都市基盤の整備を進め、商・工・農業の均衡のある産業基盤を築いてきました。

しかし、近年、中心商業地の活性化や工場の移転及び進出への対応などに加え、人口減少・少子高齢化といった人口構成の変化や大規模災害への対応、また、適切な管理がされていない空家などへの対応が求められています。

こうした中、本市を取り巻く状況として、さがみ縦貫道路の全線開通や国道134号の4車線化による広域的な幹線道路の整備が進み、関東圏域を超え、多くの人やモノ、文化等の交流を図ることのできる状況下におかれます。

このようなことから、諸課題に対応するとともに、取り巻く環境の変化を好機と捉え、本市の特性を活かしたまちづくりを進め、観光などによる多くの人の交流や新たな産業経済活動の展開を促し、都市の活力が未来に持続するような土地利用を目指します。

(1) まちづくりの基本構造

既存の都市構造を活かしつつ、持続可能なまちづくりの骨格を形成するため、平塚駅周辺の中心市街地（南の核）とツインシティ大神地区（北の核）の整備、そして2つの核を結ぶ南北都市軸の強化と整備を進め、さらに、ひらつか海岸エリアの整備を進めるとともに平塚駅から海岸へのシンボル軸の活性化を図ります。

また、相模川から相模湾、西部の丘陵につながるみどり・水辺ゾーンや田園ゾーン等で都市の骨格やその周辺の市街地を包み、自然環境と都市環境が調和し、美しい景観で快適に暮らせる都市、災害に強い都市を目指します。

さらには、都市の活力を未来へ持続するため、各生活圏への機能集積を図ることにより多極的に諸機能を分散させたコンパクトシティをめざすとともに、各生活圏間の公共交通ネットワークを維持・強化することにより、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を図ります。

(2) 土地利用の基本方針

ア 都市の活力を高める土地利用の誘導

本市の商業・業務機能の中心となる南の核では、商業・業務、文化機能の充実やこれら機能と居住との共存を図るとともに高度利用を促進し、中心市街地の魅力とにぎわい

の向上に努めます。

北の核であるツインシティ大神地区では、環境との共生を理念とした新たな産業や業務機能などが集積する魅力あるまちづくりに努めます。南の核と北の核を結ぶネットワークの整備を進めることにより、南北都市軸を強化するとともに、ネットワーク沿いの更なる産業集積と沿道土地利用の活性化に努めます。

また、海岸地域では、広域的な幹線道路の開通による首都圏からの観光などの交流を見込み、海の魅力を高める拠点づくりに努めます。

イ 安全・快適な居住環境を形成する土地利用の誘導

市街地内の安全・快適な居住と生活利便性の向上を図るため、防災対策を進めるとともに、公共・公益施設の利便性の向上や有効活用を図り、環境に配慮したうおいのある歩いて暮らせる地域生活圏の形成と交通結節点の創出に努めます。

また、郊外部においては、農業集落の居住環境や農業生産環境の改善をめざし、土地利用の適正な誘導に努めます。

ウ 自然環境や街並み景観の保全、向上

西部地域などのみどりや田園、相模川や金目川水系などの豊かな自然資源を次の世代へ引き継ぎ、その自然の恵みを享受するため、適正な保全を図るとともに、学術機関などと連携し、交流やレクリエーションの場づくりに努めます。

また、それらの自然資源や地域固有の歴史・文化などの資源を活かしながら、まちづくりのルールを通じて、さらに魅力ある街並みが形成されるよう、その誘導に努めます。

(3)土地利用の方向

ア 住居系用地

道路や公園などの都市基盤施設の整備など災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩いて暮らせる地域生活圏の形成に必要な土地利用の誘導と地域資源の有効活用に努めます。

既存住宅地では、地域の特性を活かした街並みの形成や緑化の推進などを図り、安全で快適な居住環境の形成に努めます。また、新たに完成した住宅地では、良好な居住環境の創出と保全に努めます。

イ 商業系用地

平塚駅周辺の中心商業地は、魅力ある商業・文化機能などの充実を図るため、土地の高度利用 と公共施設・用地の有効活用などを図るとともに、まちなか居住を促進し、魅力とにぎわいのある良好な中心市街地の形成に努めます。

地域の商業地は、地域のもつ特性に合わせて、商業施設や福祉施設など暮らしを支える機能の誘導と集積に努めます。

ウ 工業系用地

既存工業地は、土地利用の混在を抑制しつつ、生産環境の充実や産業機能の高度化に努めます。

また、新たな産業の立地を図るため、ツインシティ大神地区を中心に、先進的な産業と研究、生産機能の向上につながる土地利用の誘導に努めます。

エ 農業系用地

農地が農業生産の場として有効に活用できるよう努めます。また、環境保全や防災機能など農地がもつ多面的な特性を活かし、まちづくりと調和した利用に努めます。

オ 丘陵・水辺

丘陵のみどりや水辺（海・川）の豊かな自然、動植物の生態系の維持・保全に努めます。また、学術機関や研究所などを活かした交流やふれあい、レクリエーションの場づくりなど自然環境を活かすとともに活性化に努めます。

カ 公共・公益用地

利用しやすく親しみやすい公共・公益施設サービスと、その効率的な整備や運営などを図るため、公共施設の最適化を進めるとともに、民間企業の経営力や企画力を適正に活かす手法の検討やユニバーサルデザイン を取り入れ、公共サービスの充実を図ります。また、環境に配慮したうるおいのある土地利用を図り、まちづくりの拠点としての活用に努めます。

序論 第3章

総合計画の実現に向けて

- 1 まちづくりの基本姿勢
- 2 総合計画の進行管理

1 まちづくりの基本姿勢

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展などによる厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市のすぐれた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくとともに、生産年齢人口に対する年少人口及び老年人口が同程度になる2040年を見据え、SDGsを意識した持続可能な行政運営の推進に向けて、次に掲げる視点を基本姿勢としてまちづくりを展開していきます。

(1) 誇りと愛着を持てるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちへの誇りと愛着を醸成し、人が住みやすく、企業が活動しやすい魅力あるまちを目指すことで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

「新たな魅力の創出」や「弱みの改善」に取り組むとともに、SNS やマスメディアなどの多様な情報手段を活用し、本市の魅力を積極的に発信するなどシティプロモーションを推進し、人の転入促進・転出抑制及び企業の進出増加・流出減少につなげます。

(2) 市民や企業等との協働によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちづくりの主体である市民の関わりによって市政を進めていく必要があります。また、市民と市がそれぞれの役割及び責任のもと自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりを進めるとともに、新たな公共サービスの担い手として様々な分野で活躍の場を広げている NPO 法人や企業、さらには、多くの専門的知見を有する大学との一層の連携も必要です。

市は市政情報の積極的な発信や、市民、企業、大学などとの情報共有等の取組を進めるとともに、多様な方法による市民参加や、知識、経験、技術等を活かす協働の機会を提供します。

(3) 行政間の連携によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、複雑化、高度化する課題への的確な取組や、本市のすぐれた特性を十分に活かした取組が必要となっています。

国や県、他の市区町村との政策上の連携が、本市の施策推進において、より成果の発揮が期待できる場合には、関係する行政間で連携を進めていきます。

(4)効率的・効果的な行政運営によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、経営資源を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供するほか、政策の優先順位付けをすることで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

公共施設については、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、最適な管理運営を実現します。また、整備等においては、民間事業者の資金や創意工夫を活用する PPP/PFI 手法の活用や市、市民及び事業者の相互コミュニケーションにより市民意見等を反映し、最適な公共サービスの実現に取り組みます。

さらに、行政を補完する役割を担う外郭団体 については、運営体制や財務状況などを踏まえた経営改革を促します。

中長期的な展望と成果を重視した行財政運営を行うとともに、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適」の考え方のもと、「選択と集中」の理念に基づき、健全な財政運営と市民サービスの向上を図ります。

(5)人口構造の変化を見据えたまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中であっても、豊かで多様な価値観を認め合える市民の暮らしを持続可能な形で支えていく必要があります。

人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃にかけて、様々な変化や課題が生じることが見込まれるため、限られた資源・新たな技術の活用や一人一人が能力を発揮できる市民総活躍を推進するとともに、組織の枠を越えて多様な主体が連携し合う地域社会の形成を進めます。

さらに、地域社会の持続可能性を高めるため、人口構造の変化や課題の現れ方を緩やかにするとともに、それでも生じる変化や課題への適応に向けて、長期的な視点から分野横断的な対策を講じていきます。

2 総合計画の進行管理

基本計画に掲げる施策や、実施計画に掲げる事業を着実に実行し、次の世代へたしかな平塚をつなぐためには、定期的に事業内容などの見直しを行うことが必要となります。

そのため、成果を見極めるための数値目標、及び成果指標等を設定し、「Plan（計画） - Do（実行） - Check（点検） - Action（改善）」といった、PDCAサイクルの手法を取り入れた進行管理を行い、施策や事業の成果を定期的に測定し、事業の改善・効率化を図ります。



基本計画

基本計画では、将来展望を踏まえ、自治基本条例の「まちづくりの指針」の実現に向けた基本的な方向性となる分野別施策と、その中でも本市の活力維持に係る問題や、人口減少から生じる問題など、特に力を入れて取り組む必要のある重点施策を、事業展開が分かるよう体系的に示します。

第1章 基本計画について

第2章 重点施策

第3章 分野別施策

基本計画 第1章

基本計画について

- 1 基本計画の概要
- 2 基本計画の体系図

1 基本計画の概要

基本計画は、自治基本条例で定めた5つの「まちづくりの指針」を実現し、「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」ために取り組むべき施策を体系的に示すものです。

まちづくりの指針（自治基本条例 第8条）

- 指針1 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまち
- 指針2 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を尊重するまち
- 指針3 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまち
- 指針4 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまち
- 指針5 産業を培い、活力とにぎわいのあるまち

「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」

基本計画

分野別施策

- 1. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり
- 2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり
- 3. 自然と人が共生するまちづくり
- 4. 活力とにぎわいのあるまちづくり

重点的に取り組む施策を抽出

重点施策

- ・強みを活かしたしごとづくり
- ・子どもを産み育てやすい環境づくり
- ・高齢者がいきいきと暮らすまちづくり
- ・安心・安全に暮らせるまちづくり

「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」へ

重点課題

地域経済の活性化

子育て支援

超高齢社会への対応

安心・安全なまちづくり

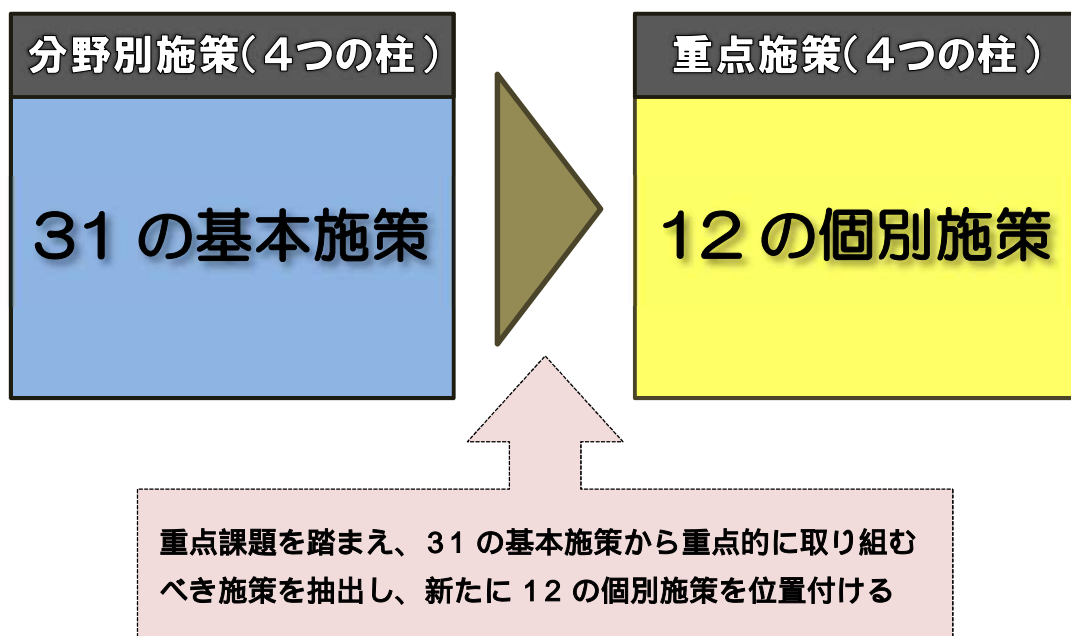
(1)基本計画の構成

基本計画は、分野別施策と重点施策で構成しています。

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、まちづくりの指針の実現に向けて、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」「自然と人が共生するまちづくり」「活力とにぎわいのあるまちづくり」の4つの柱を掲げます。

重点施策とは、分野別施策の中から重点的に取り組むものと位置付け、序論で整理した本市が抱える4つの重点課題である、「地域経済の活性化」「子育て支援」「超高齢社会への対応」「安心・安全なまちづくり」に対応する施策として、「強みを活かしたしごとづくり」「子どもを産み育てやすい環境づくり」「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」の4つの柱を掲げます。

なお、分野別施策の4つの柱は、31の基本施策によって構成されており、その中から、重点課題を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出し、新たに位置付けたものが重点施策の4つの柱を構成する12の個別施策となります。そのため、重点施策は分野別施策を横断的に構成するものとなります。



(2)分野別施策

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、次の4つの柱を掲げます。

分野別施策 1

豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

お互いを理解し、尊重し合える心のやさしさと、学びの意欲や豊かな感性をもった人が育ち、人々の活発な交流をとおして人の輪をつなげ広げていく、よろこびと活力にあふれたまちを目指します。

分野別施策 2

安心して暮らせる支え合いのまちづくり

子育て支援や福祉の充実、防犯や防災の取組など、地域の人と人、そして行政が一体となって互いに支え合うことで、市民の誰もが生きがいをもって幸せに暮らせ、安全に安心して住み続けることのできるまちを目指します。

分野別施策 3

自然と人が共生するまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築を進めるとともに、環境に配慮した快適な都市空間の整備を進めることにより、自然と人が共生した、持続可能な社会として発展するまちづくりを目指します。

分野別施策 4

活力とにぎわいのあるまちづくり

平塚の特性を活かしながら、各産業のバランスのとれた振興を図るとともに、新しい産業の創出、多様な担い手の確保を目指すことにより、安定した魅力ある産業を培います。

また、多彩な観光資源の魅力を高めるとともに、積極的に情報発信し、人が集まり活気があふれるまちを目指します。

(3)重点施策

重点施策とは、分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえ、重点的に取り組むものであり、次の4つの柱を掲げます。

重点施策 I

強みを活かしたしごとづくり

地域経済や地域産業に関する特性と資源を分析・活用し、本市の強みを活かしたしごとづくりを進めます。

重点施策 II

子どもを産み育てやすい環境づくり

結婚・出産・子育ての切れ目のない支援により、未来の宝である子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

重点施策 III

高齢者がいきいきと暮らすまちづくり

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

重点施策 IV

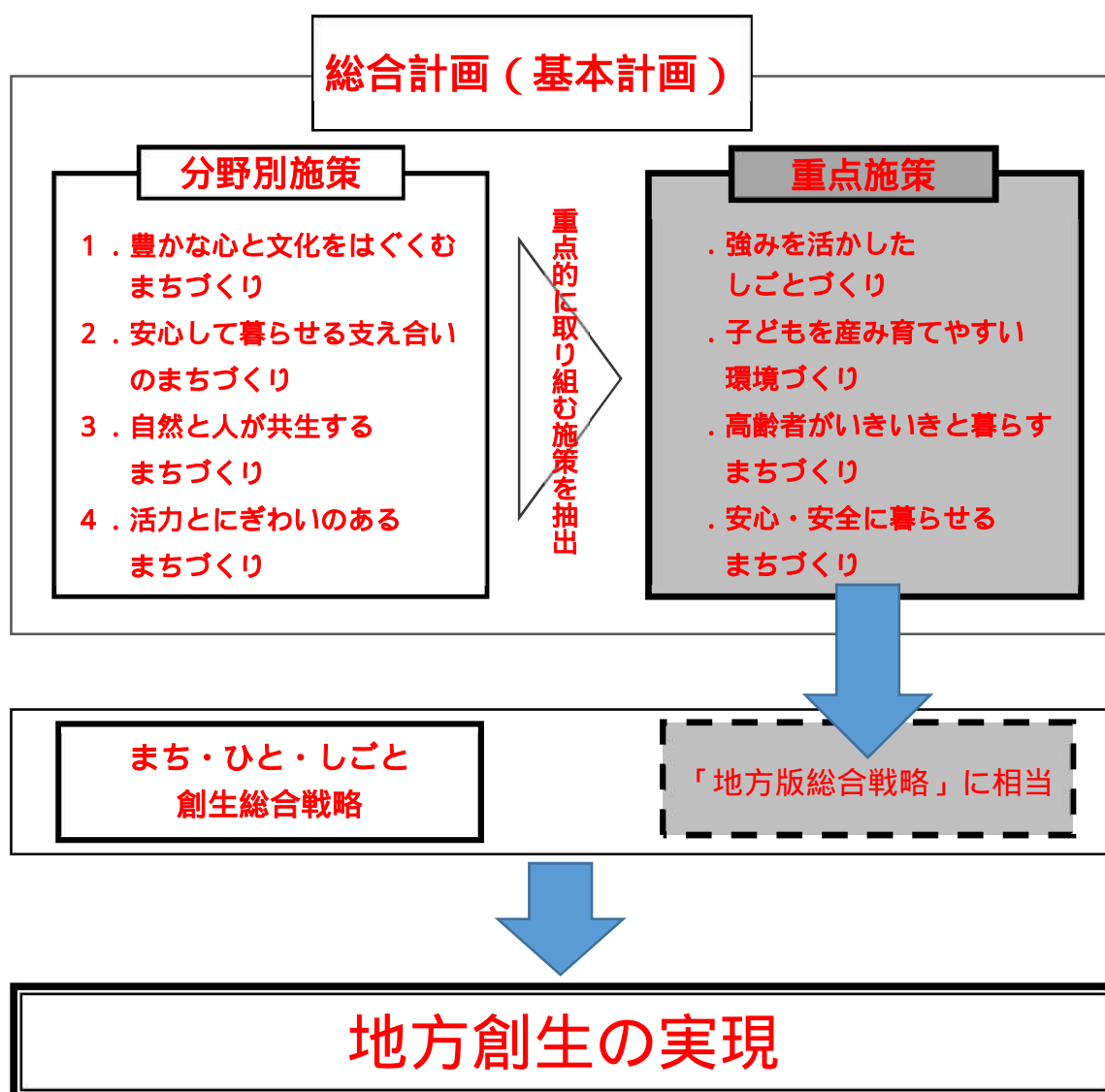
安心・安全に暮らせるまちづくり

防犯や交通安全活動、消費者啓発を通じた日常生活の安心と、自助・共助・公助の連携による災害発生時の安全が確保されたまちづくりを進めます。

(4) 総合戦略

国は、人口問題に対する基本認識を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、人口減少と地域経済縮小の克服を目指した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、地方創生の実現に向けて取組を進めており、地方公共団体においても、地方創生の実現に向けて「地方版総合戦略」の策定が求められています。

本市が抱える重点課題への対応は、地方創生の実現と目指す方向を同じくしていることから、重点施策を本市の「地方版総合戦略」の施策として位置付けます。



(5) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGsとは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方創生の実現に向けた地方公共団体によるSDGsの推進を位置付けています。本市の重点施策は、本市の「地方版総合戦略」に相当するものとなっているため、重点施策に対して、SDGsの各ゴールとの関連を整理しています。

2 基本計画の体系図

基本計画は、「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」ために必要な、分野別施策と重点施策で構成しています。分野別施策は、4つの柱と31の基本施策で構成され、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となります。

分野別施策		重点施策			
柱(4)	基本施策(31)	I	II	III	IV
1.豊かな心と文化をはぐくむまちづくり	1 - 子どもの学びを充実する				
	1 - 教育環境を充実する		●		
	1 - 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する		●	●	
	1 - 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する	●			
	1 - 青少年の健全育成を推進する				
	1 - 活発な市民の交流を促進する				
	1 - 平和意識の普及・啓発を推進する			●	
	1 - 人権尊重・男女共同参画を推進する				
2.安心して暮らせる支え合いのまちづくり	2 - 子育て支援を充実する		●		
	2 - 健康づくりを推進する			●	
	2 - 地域福祉を充実する			●	
	2 - 高齢者福祉を推進する			●	
	2 - 障がい者福祉を推進する			●	
	2 - コミュニティ活動を促進する				
	2 - 防災対策を強化する				●
	2 - 災害に強いまちづくりを推進する				●
	2 - 日常生活の安心・安全を高める				●
	2 - 消防・救急体制を強化する				●
3.自然と人が共生するまちづくり	3 - 環境にやさしいまちづくりを推進する				
	3 - 自然環境の保全を推進する				
	3 - 循環型社会の形成を推進する				
	3 - 快適な生活環境の形成を推進する	●			●
	3 - 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する	●			
	3 - 交通の利便性を高める	●		●	
4.活力とにぎわいのあるまちづくり	4 - 産業の活性化を促進する	●			
	4 - 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する	●			
	4 - 工業を振興する	●			
	4 - 農業・漁業を振興する	●	●		
	4 - 観光を振興する	●			
	4 - 雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する		●		
	4 - 新たな産業拠点の形成を推進する	●			

重点的に取り組む施策を抽出

重点施策は、分野別施策の中から重点的に取り組むものと位置付け、「さらに」選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた4つの重点課題である、「地域経済の活性化」「子育て支援」「超高齢社会への対応」「安心・安全なまちづくり」に対応する施策として、4つの柱と12の個別施策で構成しています。

重点施策	
柱(4)	個別施策(12)
I. 強みを活かしたしごとづくり	I-(1) 基幹産業の競争力を強化する
	I-(2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる
	I-(3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する
II. 子どもを産み育てやすい環境づくり	II-(1) 若い世代の結婚・出産を支援する
	II-(2) 安心して子育てができる環境をつくる
	II-(3) 子どもの健やかな成長を支援する
III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり	III-(1) 高齢者が活躍する機会をつくる
	III-(2) <u>健康寿命を延ばす取組を推進する</u>
	III-(3) <u>高齢者が地域で安心して暮らせる環境をつくる</u>
IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり	IV-(1) 災害に強い地域づくりを推進する
	IV-(2) 犯罪や消費者被害を防止する
	IV-(3) 交通安全対策を推進する

基本計画 第2章

重点施策

重点施策 「強みを活かしたしごとづくり」

重点施策 「子どもを産み育てやすい環境づくり」

重点施策 「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」

重点施策 「安心・安全に暮らせるまちづくり」

重点施策 I

強みを活かしたしごとづくり

【関係部】企画政策部、産業振興部、まちづくり政策部、都市整備部

基本的な方向性

人口減少社会がもたらす地域経済の縮小化の中で、持続的な経済成長を促進するため、地域において中核的な役割を果たす産業を中心に、先端技術の導入や生産性の向上の取組を支援し、地域経済の基盤となる産業を振興します。また、商業、工業、農業、漁業、観光の各産業の強みを活かし、起業の促進や事業拡大のための施策を展開し、他地域との知的対流の推進や産業間の連携を促進することで新たな事業の創出を目指します。

数値目標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
創業者数【年間】	9人	22人	20人	22人 52人
工場等の新設や増築を行った企業数*1【累計】	5件	19件	20件	35件
知的対流推進事業等を通じた交流人口（年間）	—	—	—	130人
農地利用集積面積【累計】	105ha	122ha	120ha	132ha 142ha
入込観光客数【年間】	707万人	755万人	736万人	740万人 760万人

目標値（2023）について、担当課と調整中です

*1：平塚市企業立地促進補助金交付要綱に基づく助成措置を承認した件数

基幹産業の競争力を強化する

基本的な方向性

本市の経済をけん引する中核的な産業である製造業の設備投資や小売業等の魅力ある個店づくりを推進するとともに、特色を活かした商店街づくりを支援することで、生産性向上に向けた取組や雇用創出、事業の拡大を促します。また、事業者と大学などの研究機関が共同して行う技術開発等を支援するとともに、ビジネスチャンスの創出に向けた取組を進めます。さらに、中心市街地の特色を活かしたまちづくりを支援するとともに、新たな産業拠点の形成を通じて、雇用機会の拡大を図ります。

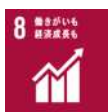
重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
事業拡大や新技術・新商品等の 相談・紹介件数【年間】	44件	63件	50件	55件 65件
魅力化実施店舗数【累計】	10店舗	46店舗	50店舗	82店舗

主な取組

- 企業の施設整備や新規雇用に対する支援
- 販路拡大や産学公の連携強化の支援
- 魅力的な個店、商店街づくりや中心市街地活性化に向けた支援
- ツインシティ整備の推進

SDGsの目標との関連



多様な担い手が活躍する機会をつくる

基本的な方向性

起業家に対して、創業から経営安定に至る一連の取組を充実させます。また、各産業の担い手に対して、本市の持つネットワークを活かし関係機関と連携の充実を図りながら、先端技術を活用した取組等を進めることで事業展開ができる環境を拡充します。さらに、新規成長分野に取り組む事業者に対して、知的交流を通じたイノベーション等の誘発を図ることで、地域経済の活性化につなげます。

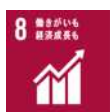
重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
創業支援件数【年間】	93 件	206 件	180 件	200 件 212 件
新たな農の担い手数【累計】	8 人	49 件	38 人	62 人 89 人

主な取組

- 起業家や担い手（農業者・商業者等）の育成支援
- 中小企業者に対する販路開拓の支援や融資・経営改善の相談
- 円滑な事業承継の促進
- 「知」の集積と活用による知的対流の可視化

SDGsの目標との関連



地域資源を活用した新たな事業を創出する

基本的な方向性

各産業の強みを活かし、分野横断的なネットワークを活用した支援により産業間連携や6次産業化を推進することで付加価値向上を促します。また、地域資源を活用した着地型の観光や新港周辺の賑わいを創出することにより、本市産業のさらなる活性化と新たな事業につなげます。さらに、ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジに基づき、龍城ヶ丘ゾーンの公園整備に取り組み、自然と調和しつつ「海」を活用した賑わいの創出や来園者等への情報発信により、産業の活性化等に寄与します。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
産業間連携による新事業支援件数 (累計)	4件	32件	29件	49件
産業間連携ネットワークによる新 商品開発・新事業創出件数(累計)	—	13件	16件	28件
市外の観光キャンペーン等への参 加回数【年間】	10回	21回	15回	20回 21回
目標値(2023)について、担当課と調整中です				

主な取組

- 産業間の連携の場の創出
- 新事業の創出や商品開発と販路拡大の支援
- 市民団体との協働による着地型観光の推進
- 新港周辺の賑わいの創出に向けた取組の推進
- 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーンの公園整備

SDGsの目標との関連



重点施策Ⅱ

子どもを産み育てやすい環境づくり

【関係部】総務部、産業振興部、市民部、健康・子ども部、学校教育部、社会教育部、市民病院

基本的な方向性

周産期医療 や小児救急医療の体制を維持・継続することで、安心して出産・子育てできる環境づくりを目指します。また、結婚や出産後も継続した就労ができるように仕事と生活の調和を促進し、子育てにかかる負担を軽減するとともに、地域や学校での子どもの成長の支援や見守りを通じて、子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指します。

数値目標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
合計特殊出生率 (人口動態統計)	1.32	—	1.42	1.51

出典：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(参考指標)

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
合計特殊出生率 (神奈川県衛生統計年報)	1.25	—	—	1.42
目標値(2023)について、担当課と調整中です				

出典：神奈川県衛生統計年報

若い世代の結婚・出産を支援する

基本的な方向性

結婚や出産の希望をかなえるために、経済的・精神的な安定を支援し、若いうちに子どもを産み育てることができるようにするとともに、乳幼児を持つ家庭への訪問、産前・産後の育児・家事支援、相談事業など、妊娠・出産・育児期における不安の軽減を図り、切れ目のない支援を行います。また、誰もが仕事と生活の調和のとれた働き方ができる社会に向けて取組を進めます。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
乳児家庭全戸訪問の訪問率【年間】	93.3%	96.1%	95.4%	97.0%
産科・小児科（周産期）の救急受診患者の受入数【年間】	2,068人	3,088人	2,150人	2,300人
産科・小児科（周産期）の救急当番実施率	-	100%	-	100%
妊婦健診の受診率【年間】	95.5%	95.9%	96.9%	98.0%
子育て世代包括支援センターの利用者数【年間】	-	2,531人	-	3,244人

主な取組

- 妊婦・乳幼児の健診・教室や相談事業などの実施
- 就職に向けた活動の支援や働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む企業への支援
- 周産期医療の体制維持と継続実施
- 産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施
- 妊娠・出産を希望する人に対する支援

SDGsの目標との関連



安心して子育てができる環境をつくる

基本的な方向性

安心して子育てができるようにするため、保護者の仕事と育児の両立を支援するとともに、経済的・精神的な負担感の軽減を図ります。また、高まる保育ニーズに対応するため、施設整備と保育士確保の両面から保育環境の充実に向けた取組を進めます。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
保育園等の待機児童数	0人	22人	0人	0人
放課後児童クラブの受入可能児童数	1,127人	1,205人	1,466人	1,622人
放課後児童クラブの待機児童数	2人	0人	0人	0人

主な取組

- ファミリーサポートセンターの運営
- 保育所等の運営・施設整備への助成
- 民間保育所保育士確保の支援
- 幼児教育・保育の一体的な提供
- 放課後児童クラブの設置
- 子どもの通院・入院時の医療費の助成
- 小児救急医療の体制維持と継続実施
- 特別保育の拡充

SDGsの目標との関連



子どもの健やかな成長を支援する

基本的な方向性

地域・保育所・学校において、育児支援、学習支援・施設整備、相談しやすい環境を整え、子どもの成長につながる機会・体制を充実します。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
子育て支援センター・つどいの広場の利用者数【年間】	57,138人	61,223人	65,000人	67,000人
子育て支援センター・つどいの広場の子どもの平均利用回数【年間】	-	4.3回	-	4.5回
介助員数	76人	115人	85人	91人
目標値（2023）について、担当課と調整中です				130人

主な取組

- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 子どもの相談・生活助言・学習支援や適切な支援へのつなぎ
- 学校施設の改修による学習環境の改善
- **中学校完全給食の早期実現に向けた取組の推進**

SDGsの目標との関連



重点施策Ⅲ

高齢者がいきいきと暮らすまちづくり

【関係部】福祉部、健康・こども部、社会教育部

基本的な方向性

地域住民が世代や立場を越えてつながりを持ち共に支え合う「地域共生社会」の実現が求められ、「人生100年時代」を迎えようとする中、早期からの健康増進や介護予防、外出の促進や活躍の場の確保、生活基盤の充実などに取り組むことで、高齢者になっても充実した多様なライフスタイルを選択し、安心して元気で生きがいを持って暮らし続けられるまちを目指します。

数値目標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
要介護認定を受けていない市民の割合(75歳~79歳)	90.3%	91.8%	90.8%	91.0% 93.1%
高齢者サロンの参加者数【年間】	43,507人	175,164人	61,000人	75,000人 189,500人

高齢者が活躍する機会をつくる

基本的な方向性

長年培った技術や知識を活かしたボランティア活動や余暇活動など、様々な形で高齢者の社会参加や地域貢献を支援します。また、就労を希望する高齢者がそれぞれにあった働き方で活躍できる環境の整備を進めます。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
地域で奉仕活動等を行っている高齢者の数【年間】	—	25,527人	14,000人	27,000人 28,500人
町内福祉村 ボランティア登録者数	1,563人	1,945人	2,100人	2,500人
地区公民館の地域人材講師の登録件数	104人	129人	350人	390人
地区公民館の地域人材講師の新規登録者数【累計】	—	—	—	40人

主な取組

- 高齢者の地域貢献活動や余暇活動の支援
- 多様化する高齢者の就労に関する支援
- 住民相互の支え合いや交流活動の活性化の支援

SDGsの目標との関連



健康寿命を延ばす取組を推進する

基本的な方向性

高齢期になっても可能な限り介護を必要とせず、健康な心と身体を維持できるよう、健診結果や病歴を踏まえた生活習慣病の早期発見と重症化予防など早期からの健康増進や、加齢に伴い現れる生活機能の低下の予防など、健康寿命の延伸を支援する取組を進めます。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
健康チャレンジリーダー 養成者数【累計】	—	96人	100人	180人

主な取組

- 健康寿命の延伸に向けた健康増進と介護予防の推進
- 早期から健康情報を見極める力の養成
- 特定健診・がん検診の受診率向上

SDGsの目標との関連



高齢者が地域で安心して暮らせる環境をつくる

基本的な方向性

高齢者の生活支援等を通じた孤立の防止や見守り体制の整備など、高齢者の生活基盤の整備に取り組むとともに、医療と介護の連携推進、成年後見制度の利用や虐待の防止などを進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境をつくりまします。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
地域包括ケアシステム ¹ が構築されている地区数 ^{*4}	4地区	6地区	6地区	13地区
認知症サポーター 養成者数【累計】	10,252人	20,794人	13,800人	16,600人 33,500人
成年後見制度出張講座等参加者数【累計】	270人	2,773人	2,270人	3,870人 5,600人
医療・介護多職種連携研修参加者数【年間】	—	397人	—	800人

主な取組

- 地域包括ケアシステム の深化・推進
- 高齢者の生活基盤を支える施策の検討
- 共生と予防を目指す認知症総合施策の推進
- 介護保険サービスの円滑な実施のための人材確保
- 権利擁護推進体制の構築
- 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想 の推進

SDGsの目標との関連



重点施策Ⅳ

安心・安全に暮らせるまちづくり

【関係部】防災危機管理部、市民部、まちづくり政策部、土木部、消防本部

基本的な方向性

地域の防災・防犯・交通安全活動を支援します。また、災害の被害を最小限に抑えるために、建物の耐震化や浸水対策等の減災・防災対策に取り組むとともに、犯罪や消費者被害の防止及び交通安全対策により、安心・安全なまちづくりを進めます。

数値目標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
地域団体等が実施する防災訓練数【年間】	302回	407回	332回	356回 422回
目標値(2023)について、担当課と調整中です				
床上浸水が発生している重点対策地区数【年間】	7地区	0地区	0地区	0地区
総合浸水対策(第2次実施計画)を実施した重点対策地区数【累計】	—	0地区	—	12地区
本指標について、担当課と調整中です				
窃盗犯の発生件数*1【年間】	981件	686件	880件	780件 640件
目標値(2023)について、担当課と調整中です				
交通事故の発生件数【年間】	1,265件	843件	970件	790件 740件

*1: 空き巣、忍び込み、居空き、オートバイ盗、自転車盗、ひったくりの発生件数

災害に強い地域づくりを推進する

基本的な方向性

地域住民や地域住民により組織された防災関係団体と行政が協働し、防災意識を高め、自助・共助・公助の連携により災害から身を守ることができる地域づくりを推進します。また、被災後の避難生活の支援や円滑に生活再建を進められる体制づくりを推進します。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
防災活動事例の紹介件数*1 【年間】	50件	88件	70件	90件 93件
目標値(2023)について、担当課と調整中です				
保存食の種類数*2	3種類	5種類	6種類	8種類
総合浸水対策 重点地区の整備進捗率【累計】	5%	94%	100%	100%
本指標について、担当課と調整中です				

主な取組

- 自助・共助・公助の連携などによる地域の減災対策推進
- 浸水しないまちづくりに向けた総合的な浸水対策の推進
- 橋りょうなどのインフラ 施設の耐震化の推進
- 建物の耐震化の促進

SDGsの目標との関連



*1：先駆的な防災活動の取組事例を地域団体等へ紹介した件数

*2：高齢者など多様な避難者のニーズや避難生活状況に配慮した保存食の種類数

犯罪や消費者被害を防止する

基本的な方向性

地域住民が主体となった組織の取組を支援し、防犯意識を高めるとともに、犯罪が起きにくい地域づくりを進めます。また、消費生活に関する情報を提供し、消費者被害の未然防止を図るとともに、消費者トラブルの救済に向けた取組を進めます。
さらに、駅周辺の環境浄化に向けた活動や防犯キャンペーン等を関係団体等と連携して行うとともに、市民の安心・安全に対するイメージを向上させるため、効果的な情報発信に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
市と関係団体による防犯活動数【年間】	13回	40回	22回	26回 42回
目標値(2023)について、担当課と調整中です				
消費生活相談において消費者自らが相手方と交渉できるよう助言した件数の割合	75%	89%	82%	85%

主な取組

- 防犯活動・防犯設備の充実
- 治安イメージ向上の推進
- 安心・安全な消費生活の支援

SDGsの目標との関連



交通安全対策を推進する

基本的な方向性

事故から身を守ることができるよう、交通ルールの遵守や自転車マナーの向上を図り、市民の交通安全意識を高めるとともに、日常の移動手段として多くの人に利用されている自転車の安全な走行環境をつくります。

重要業績評価指標（KPI）*

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
交通安全教室の開催数【年間】	200 件	224 件	210 件	210 件 230 件
平塚駅 3 km 圏の自転車ネットワーク整備率【累計】	3 %	24 %	33 %	70 %

主な取組

- 交通安全対策の推進
- 自転車を利用しやすい環境づくり

SDGs の目標との関連



基本計画 第3章

分野別施策

分野別施策 1 「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」

分野別施策 2 「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

分野別施策 3 「自然と人が共生するまちづくり」

分野別施策 4 「活力とにぎわいのあるまちづくり」

基本施策 1-①

子どもの学びを充実する

【関係部】学校教育部、社会教育部

現 状

- 子どもたちが、変化が激しく予測困難な社会に主体的に関わり持続可能な社会の創り手となることができるように、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成に努めています。
- 新しい時代に求められる資質・能力を子ども達に育むことができるよう、子どもの成長や発達段階に応じて学校、家庭、地域、関係機関などが連携・協働することが重視されています。
- グローバル化・情報化が急速に進み、様々な場面で情報機器を取扱う必要性が多くなるとともに、外国の文化と交流する機会が増えています。

課 題

- 生きて働く「知識・技能」の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力・人間性の涵養など「確かな学力」の向上に取り組む必要があります。
- 多様化・複雑化する社会の中で、子ども達の規範意識や社会性、自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる意欲の低下の課題等が指摘されています。
- 情報教育や外国語教育など時代の変化に対応した学びを推進するためには、指導体制の更なる整備・充実が求められています。

取組方針

- 「確かな学力」の向上を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や放課後自主学習教室等、学ぶ意欲の向上、学習習慣の確立を目指した取組を推進します。また、学びの連続性を意識した教育活動や活力ある学校づくりを推進します。
- 子どもたちが、自己肯定感を高め、多くの人と関わり合い、認め合いながらより良い社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるよう、学校、家庭、地域、関係機関の更なる連携・協働を推進します。
- 子どもたちが情報活用能力やプログラミング的思考、情報モラルを身に付けることができるよう、情報教育を更に推進します。
- 英語や外国の生活・文化に親しむ機会を充実させるとともにコミュニケーション能力等の育成を図り、子どもたちの多様な学びを推進します。

主な事業

- 確かな学力向上の推進、生きる力を育む学校づくりの推進
- 情報教育・外国語教育の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
授業(国語、算数)の内容がよく分かると回答した児童の割合(小学校)	77.2%	79.0%	78.5%	80.0%
授業(国語、数学)の内容がよく分かると回答した生徒の割合(中学校)	69.0%	71.9%	70.5%	72.0%
自分にはよいところがあると回答した児童の割合(小学校)	73.9%	78.9%	74.5%	75%
	目標値(2023)について調整中			79.4%
自分にはよいところがあると回答した生徒の割合(中学校)	67.5%	75.3%	68.5%	69.5%
	目標値(2023)について調整中			76.2%

2018年度は、国語に関する質問がなかったため、「授業(算数・数学)の内容がよくわかると回答した児童生徒の割合」を実績値としています。

基本施策 1-②

教育環境を充実する

【関係部】学校教育部、社会教育部

現 状

- 子どもたちが健やかな学校生活を送ることができるよう、安全対策を進めています。
- いじめや暴力行為、不登校などについて、学校と関係機関等が綿密に連携を図りながら解決に努めています。
- 子どもたちや保護者の抱える悩みに対して、きめ細かな対応や、相談しやすい環境づくりに努めています。
- 経済的な理由で就学が困難な状況にある子どもたちに対して、教育の機会を確保できるように継続的な支援をしています。
- 学校施設や各種設備について、計画的に改修や修繕を実施しています。
- 共働き家庭の増加など、社会構造や生活様式の変化により中学校完全給食の需要が高まっています。
- 東部・北部共同調理場は、老朽化が進んでいます。

課 題

- 子どもの安心・安全の確保や問題行動等への対応に当たっては、学校、家庭、地域や関係機関が連携して取り組む必要があり、継続的に機能できるような体制づくりが求められます。
- 特別な支援や配慮が必要な子どもの増加や、様々な悩みや課題を抱えた保護者からの相談が増えています。
- 経済の低迷や家庭環境の変化などから、経済的に困窮している家庭状況にある子どもたちが増えています。
- 築 30 年を経過した学校施設が多数を占めているため、教育環境改善の促進が求められています。
- 中学校完全給食の早期実現を目指すとともに、安全・安心で温かい給食を児童・生徒に提供する必要があります。

取組方針

- 地域と連携した環境整備や教育活動における万全な安全対策を図ります。
- いじめや暴力行為、不登校など子どもたちが抱えている諸課題に対して、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー の活用による関係機関との連携など相談・支援体制の強化・充実に努めます。
- 子どもたちが円滑な学校生活を送れるように、個に応じた支援体制を整え、保護者の不安や悩みに対応ができる相談・支援体制を充実します。
- 経済的理由により、就学が困難な子どもたちに対して必要な援助を行います。
- 子どもたちの安心・安全な学校生活と多様な教育ニーズに応えるため、学校施設や設備の計画的な整備を進め、快適な教育環境への改善を図ります。
- 中学校完全給食に向けて、保護者等の声を聞きながら基本計画を策定し、小学校給食を含めた持続可能で効率的な給食運営を図ります。
- 既存の調理場のあり方を検討するとともに、中学校完全給食実施のための調理場等の整備に着手します。

主な事業

- 子どもの安心・安全対策事業、教育相談体制の充実事業
- 教育活動を支援するスタッフ派遣事業、児童生徒就学援助事業
- 小・中学校施設・設備の整備
- 中学校完全給食準備事業

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
不登校児童の出現率(小学校)	0.54%	0.72%	0.47%	0.40%
不登校生徒の出現率(中学校)	2.95%	3.68%	2.85%	2.75%
いじめの解消率(小学校)	97.8%	66.9%	100%	100%
いじめの解消率(中学校)	99.5%	78.5%	100%	100%
学校が楽しいと回答した児童の割合 (小学校)	—	85.9%*1	—	87.2%
学校が楽しいと回答した生徒の割合 (中学校)	—	79.5%*1	—	82.8%
小・中学校のトイレの洋式化率	—	43.8%	—	63.3%

*1 2018年度は小・中学校ともに、本質問がなかったため、2017年度の実績値を掲載しています。

基本施策 1-③

生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する

【関係部】市民部、社会教育部

現 状

- 生涯学習 に対する市民ニーズに対応し、多くの学習機会を提供するとともに、習得した知識や技能を地域で活かすための環境づくりを進めています。
- 多くの市民が、優れた美術、芸術などに触れることができるように、機会を充実するとともに、魅力ある企画や各施設が連携した取組を進めています。
- 知識、教養や心のゆとりをもたらす芸術・文化活動について、幅広い市民が参加できるような環境づくりに努めています。
- 地域の歴史、風土に触れ、親しむ機会を提供しています。
- 地域で大切に守り伝えられてきた伝統文化を保護・保存し、将来に向けて継承していく取組を進めています。

課 題

- 市民の価値観や関心・意識が多様化しているため、市民ニーズの的確な把握が難しくなっています。
- 地域の特色ある歴史・芸術・文化資源を更に活用するためには、市民や関係団体との協働が不可欠です。
- 芸術・文化に対する価値観の多様化により、若い世代の民俗芸能への関心・興味が薄れています。
- 市民の生涯学習の拠点となる公民館や芸術・文化活動の拠点となる施設の老朽化が進んでいます。また、市民センターの閉館により、平塚文化芸術ホール の早期整備が求められています。

取組方針

- 学習情報の提供や発表の場の充実、地域における人材発掘や育成・活用などにより、様々な学習活動を支援するとともに誰もが学習できる機会を充実します。
- 音楽・演劇・美術など芸術・文化活動に関する情報を幅広く発信し、優れた芸術・文化を鑑賞する機会や実践する機会を充実します。
- 地域の特色ある歴史・芸術・文化資源の掘り起こしや見直しを行い、囲碁をはじめ、それらを活用した魅力あるまちづくりを市民とともに展開します。
- 郷土意識を啓発・醸成するため、地域の歴史や文化財の保存・周知を図ります。また、郷土芸能の継承・保存やイベントの開催、後継者の育成などの取組を進めます。
- 市民の生涯学習や芸術・文化活動の場の安全確保のため、計画的に施設の維持保全や整備を進めます。また、平塚文化芸術ホールは令和4年春の供用開始に向けて整備を進めます。

主な事業

- 市民の生涯学習活動の推進
- 美術館・博物館展覧会事業
- 地域の特色ある文化資源の活用
- 平塚文化芸術ホールの整備

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
各種講座・講習会への参加者数 (年間)	48,314人	46,836人	49,000人	49,400人
博物館・美術館の特別展の観覧者数 (年間)	133,008人	198,813人	138,900人	138,900人 142,300人

基本施策 1-④

誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する

【関係部】企画政策部、都市整備部、社会教育部

現 状

- 競技や遊びとして楽しむスポーツ、体力の向上や健康増進を目的としたスポーツ、さらには障がい者も楽しめるパラスポーツなど、市民のスポーツとの関わり方が多様化しています。
- 地域の特徴ある資源を活かしたスポーツの振興や人材育成、まちづくりを進めています。
- サッカーJリーグを始め、トップスポーツの試合開催を通し、多くの方が本市を訪れています。また、トップスポーツと市民の交流・連携を進めています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控え、市民のスポーツへの関心・期待が高まっています。

課 題

- 生活習慣や環境の変化により、スポーツをする人としらない人が二極化している傾向があり、子どもや高齢者の体力低下、青・壮年期の運動不足による健康への影響が懸念されます。また、高齢者や障がい者も楽しめるニュースポーツやパラスポーツの普及が求められています。
- 市民、スポーツ関係団体、トップスポーツ、大学、行政などが連携・協力を強化していく必要があります。
- スポーツの活動拠点となる施設の老朽化が進んでいます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、多くの市民が様々な形でスポーツと関われる環境が求められています。

取組方針

- 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、目的、身体状況に応じたスポーツ活動を推進します。また、指導者の育成や効率的なスポーツ施設の運営、管理などによってスポーツ・レクリエーションを楽しむ環境を充実します。
- ニュースポーツやパラスポーツのイベント等を通じて、障がい者スポーツ等の理解や普及促進を図るとともに、共生社会の実現に取り組みます。
- 湘南ベルマーレなどのトップスポーツと交流する事業の開催など、市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境を充実します。
- スポーツ活動の場の安全確保のため、計画的に施設の維持保全を進めます。リトアニア共和国の事前キャンプの受け入れを契機とし、市民ニーズも取り入れた施設整備や改修を進めます。
- スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに参加できる環境を充実します。

主な事業

- 市民のスポーツ活動の推進
- トップスポーツとの交流事業の開催
- スポーツ環境の充実
- オリンピック・パラリンピック事前キャンプ受入事業
- パラスポーツフェスタやニュースポーツ大会等の開催
- ねんりんピック かながわ 2021 におけるスポーツウェルネス吹矢の開催

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
各種スポーツ大会等参加者数 (年間)	7,588 人	8,002 人	8,300 人	8,300 人
スポーツ施設利用者数(年間)	2,009,928 人	1,877,502 人	2,327,850 人	2,336,450 人
目標値(2023)について調整中				2,040,800 人

基本施策 1-⑤

青少年の健全育成を推進する

【関係部】健康・こども部

現 状

- 次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長していくための青少年の健全育成を進めています。
- 青少年の健全育成を地域ぐるみで進めるため、青少年指導員等による地域活動を支援しています。
- 市街地などにおけるパトロールの実施や学校・警察との連携、青少年相談員による相談活動など、青少年の非行化防止の体制の整備を行っています。また、地区保護司会など、更生保護団体の活動を支援しています。
- 不登校などをきっかけとして、一部の青少年がひきこもりの状態となっています。

課 題

- 地域活動で活躍できるための知識や技術を身につけた、青少年リーダーの育成が求められています。
- 明日の社会を担う青少年の健全育成を推進していくため、意欲がある人材を確保する必要があります。
- 青少年を取り巻く環境の変化により、複雑化した相談内容への対応が求められています。
- ひきこもり状態にある青少年が社会的に自立できるように支援する必要があります。

取組方針

- ジュニア・リーダーズクラブ に加入する中学生・高校生に、年間を通して研修を行い、地域の活動に積極的に参加できる青少年リーダーを育成するとともに、青少年の豊かな体験を育み、主体的な活動を促す事業を展開します。
- 青少年の健全育成を地域ぐるみで進めるための活動を支援します。
- 青少年の非行化防止の活動を充実します。また、複雑化する相談内容に応じるため、相談業務の質的向上に取り組みます。
- ひきこもりを支援する団体等と連携しながら、社会参加のきっかけづくりを推進します。

主な事業

- 次世代を担う青少年の健全育成活動の推進
- 地域ぐるみで青少年を対象にした活動の推進
- 相談活動による青少年の悩みの早期解消
- 愛護指導 による非行の未然防止と早期指導の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
青少年指導員の地域活動率	81%	80%	83%	84%
愛護指導件数(年間)	2,340件	1,122件	2,140件	1,980件 1,560件

基本施策 1-⑥

活発な市民の交流を促進する

【関係部】企画政策部、市民部

現 状

- 友好都市の岐阜県高山市、岩手県花巻市及び静岡県伊豆市に本市の魅力を紹介し、市民には友好都市を紹介するとともに、青少年交流、物産展の開催など市民交流事業を実施し、交流を深めています。
- 姉妹都市のアメリカ合衆国カンザス州ローレンス市と、市民・青少年交流などの市民主体の国際交流事業を実施しています。
- 外国籍市民が増加する中で、外国籍市民相談窓口や、平塚市通訳・翻訳等ボランティアバンクシステムを運営し、外国籍市民を支援しています。
- リトアニア共和国のカウナス市、アリートゥス市と教育、文化などの交流を進めています。
- 文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光の5つの幅広い分野において、市民、企業、大学等の交流を進めています。
- 2021年以降、神奈川大学湘南ひらつかキャンパスに所在する全ての学部の移転が予定されています。

課 題

- 友好都市との交流は、市民ニーズや社会情勢の変化に合わせた、市民に魅力のある事業の展開が課題であり、各市と事業内容の見直しを協議しています。
- 国際交流事業を通じて、多様性を尊重し、相互理解と国際理解を深める必要があります。
- 改正入管法により、言葉や文化・生活習慣の異なる外国籍市民の暮らしやすいまちづくりが求められています。
- リトアニア共和国のカウナス市、アリートゥス市と教育、文化などの交流を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック後も継続して交流を続けていく必要があります。
- 市民、企業、大学等が相互に発展し、心豊かな地域社会が形成されるためには、企業、大学の持つ知識やノウハウを活かした一層の連携が求められています。
- 神奈川大学の学部移転に伴い、交流機会の減少が考えられます。

取組方針

- 各友好都市の意向も踏まえて都市間交流を深めるため、市民により魅力のある交流事業や友好都市を市民に紹介する物産展等を展開することで、相互の市民交流を進めます。
- ローレンス市との交流を中心に、本市の魅力や日本文化を紹介し、市民主体の国際交流事業を推進します。
- 市民と外国籍市民との交流事業や日本語教室などの支援を行うとともに、外国籍市民相談窓口を「一元的相談窓口」へ拡充するなど、多文化共生社会に向けた取組を進めます。
- リトアニア共和国との交流について、市民の機運の醸成を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック後の継続できる交流を、市民と協働で進めます。
- 学術・文化・スポーツを始めとした多様な分野において、企業や大学による地域活動への参加などを展開し、市民との交流を進めます。
- 神奈川大学の学部移転を踏まえ、これまでの連携を基礎に、交流を継続します。

主な事業

- 友好都市との交流の推進
- 国際交流活動の推進
- 多文化共生社会の推進
- ホストタウン 事業の推進
- 市民・大学交流の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
友好都市物産展来場者数(年間)	19,123人	10,100人	19,500人	20,000人
本市が主催する友好都市物産展来場者数(年間)	—	5,925人	—	5,500人
	目標値(2023)について、担当課と調整中です			
国際交流事業参加者数(年間)	4,732人	4,509人	5,000人	5,500人
	目標値(2023)について、担当課と調整中です			
市民・大学交流委員会主催の事業数(年間)	14事業	14事業	16事業	18事業

基本施策 1-⑦

平和意識の普及・啓発を推進する

【関係部】総務部

現 状

- 本市では、市民とともに核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、昭和60年(1985年)12月20日に、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。
- 「市民平和の夕べ」、「市民キャンペーン」、「市民広島派遣」の3つの事業を市民と協働実施しているほか、空爆や被爆の体験をきく会、各種パネル展を開催し、市民に平和の尊さ、大切さを伝えています。

課 題

- 時の経過とともに戦争体験の風化が進み、また、戦争体験者が高齢化していく中で、戦争を知らない市民が増えています。
- 特に若い世代へ平和の大切さを伝えることが必要です。

取組方針

- 核兵器廃絶平和都市宣言の理念に基づき、平和を願う心が市民一人一人に根付いていくように、また次代の子どもたちにつないでいけるように、様々な機会を活用し、継続的に戦争や核兵器の恐ろしさを伝えるなど、平和意識の普及・啓発を行います。

主な事業

- 平和意識の普及・啓発

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
平和事業への参加者数(年間)	3,487人	4,330人	4,000人	4,000人
目標値(2023)について、担当課と調整中です				4,400人

基本施策 1-⑧

人権尊重・男女共同参画を推進する

【関係部】市民部

現 状

- 社会情勢の変化に伴い、女性や高齢者、障がい者、外国人、セクシュアルマイノリティ など人権にかかわる課題は、多様化・複雑化しています。
- 女性のための相談窓口に寄せられる、相談内容が複雑化しています。
- 男女平等の意識として、政治、社会通念・慣習・しきたり、職場、家庭において、多くの人が男性優遇と感じています。

課 題

- 一人一人が人権課題を社会全体の課題として考え、人権尊重の理念に対する理解を深める必要があります。
- 女性からの不安や悩みなどを解決へと導く必要があります。
- 女性の社会参画が進み、女性の活躍する姿が様々な場面で見られるようになりましたが、男性と比較すると依然として少ない状態です。

取組方針

- 日常生活において人権尊重の意識が定着し、人権について正しい理解が進むように、様々な機会を活用し、効果的な意識啓発を進めます。
- 関係機関との連携を深め、女性のための相談・支援体制のさらなる充実を図ります。
- 男女それぞれが自らの意思によって、あらゆる分野の活動に参画でき、性別にとらわれず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための環境づくりを進めます。

主な事業

- 人権意識の普及・啓発
- 男女共同参画の推進
- 女性の人権尊重の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
人権事業への参加者数(年間)	123人	679人	300人	500人 700人
市審議会等における女性委員割合	26.0%	25.6%	33.0%	40.0%

基本施策 2-①

子育て支援を充実する

【関係部】健康・こども部、学校教育部、社会教育部、市民病院

現 状

- 女性の就業率の向上や核家族化の進展などにより、保育需要が高い状況が続いています。
- 保育所や放課後児童クラブに加え、地域で子どもを見守り、子育てを行えるような環境の整備を行っています。
- 児童虐待や、障がいまたは発達に課題のある子どもが増加傾向にあり、それに伴う相談件数も増加しています。
- 子どもの健やかな成長のためには、母子ともに健康であることが必要であり、安心して医療にかかることができる環境が求められています。
- 休日・夜間急患診療所では、小児科の一次救急患者を平日夜間、休日の昼夜間における365日の受け入れ体制を整えています。
- 平塚・中郡地域の産科・小児科の二次救急患者の受け入れは、市民病院のみで行っています。
- 子どもの貧困対策の取組は、生活保護や生活困窮者、ひとり親など、世帯の状況ごとに必要な支援等を行っています。

課 題

- 低年齢児を中心に待機児童が発生しています。一方で、少子化と人口減少が続いているため、将来を見据えた保育施設の整備が必要です。また、一時預かりや病児・病後児保育など、多様化した保育ニーズに対応する必要があります。
- 子育てに不安感や孤立感を感じる保護者が増えていることに対応するため、相談や支援に関わる人材の育成が必要です。
- 増加する児童虐待に対応し、児童相談所等の関係機関が連携協力して取り組むために、相談支援体制の強化と専門性の充実が必要です。
- 病気や怪我を負った際にも安心して子育てができるよう、医療費の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減することが必要です。
- 安心して医療にかかることができる一次救急医療体制を維持する必要があります。
- 安心して産み育てることができる医療体制を維持する必要があります。
- 子どもの貧困対策の取組について、既存の制度にない複合的な課題や、地域住民の主体的な取組への対応が必要です。

取組方針

- 待機児童の解消のため、低年齢児の受け皿として認可保育施設と同等の設置基準を満たす小規模保育事業所の施設整備を進めるとともに、民間保育所や放課後児童クラブの保育環境の改善を推進します。
- 保育の質と量の充実を図るため、保育に関わる人材の確保・就労に対する支援を行います。
- 「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる取組を推進します。
- 子どもの安定した情緒や豊かな人間性を育むためにも、乳幼児期の「愛着形成」が重要であることから、地域や民間の力も活用して、愛情を持って子育てが行える環境づくりを推進します。
- 障がいや発達に課題があるなど子ども達の寄り添った支援ができるよう、専門的な知識を持った人材を養成し、必要な知識、技能等の普及を図っていきます。
- 若い世代の妊娠や出産、子育ての不安を解消するため、各種相談や助成、産後ケア事業などにより、妊娠初期からの切れ目のない支援を行います。
- 市、保育所、幼稚園、学校、医療機関、児童相談所などの関係機関が連携協力しながら、児童虐待の予防に努め、全ての子どもに対し支援の切れ目がなく、きめ細やかな対応ができる体制づくりを推進します。
- 対象拡大した小児医療費助成を継続して実施することや、一時預かりや病児・病後児保育など特別保育の実施により、子育てに係る経済的・精神的な負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- 小児の急病等に対応する一次救急医療を安定的に提供するため、体制を維持することに努めます。
- 政策的医療である小児・周産期医療を担うことを定めた市民病院将来構想に基づき、小児・周産期医療を安定的に提供するため、体制を維持することに努めます。
- 子どもの貧困対策について、公的支援だけでなく、子どもの居場所づくりなど地域住民による主体的な取組も含めて進めていきます。

主な事業

- 子育て支援サービスの充実
- 子育てに係る相談体制の充実
- 子育て世帯への経済的支援
- [産科・小児科二次救急実施事業](#)
- [子どもの貧困対策事業](#)

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
保育園等の待機児童数	0人	22人	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	2人	0人	0人	0人

基本施策 2-②

健康づくりを推進する

【関係部】健康・こども部、学校教育部、市民病院

現 状

- 生活環境の変化や急速な高齢化に伴い、疾病に占める生活習慣病の割合が増えており、健康と病気の間を連続的に変化する「未病」の状態の市民が増加しています。
- 市民が病気や自分の身体に対して高い関心を持っている一方で、全国平均と比較して、平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の受診率が低い状況です。
- 朝食を食べない子どもが増える傾向にあります。また、食育はすべての人にとって重要であるにも関わらず、人々の関心は高いとは言えません。
- 住み慣れた地域で医療・介護などのサービスを受けられる環境が求められている中、地域の拠点病院の重要性が高まっています。

課 題

- 健康寿命を延伸するためには、生活習慣病の発症と重症化予防を重視した健康づくり施策を展開していく必要があります。また、健康無関心層の市民へ向けて、健診を受診する意義や、保健指導の重要性を啓発する必要があります。
- 生活習慣病の発症を予防するためには、働き盛りの世代から早期に生活習慣を見直し、病気になる手前の「未病」の段階で改善する必要があります。
- 豊かな人間性を育むとともに、生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた子どもの健全育成が求められています。
- 市民に良質で高度な医療を提供し続ける必要があります。

取組方針

- 生活習慣病の発症予防、重症化予防の重要性を周知するとともに、各種検診や特定健康診査・特定保健指導の利用を促進し、また、未病改善を図ることで、病気の早期発見や生活習慣の改善を行うきっかけづくりを推進します。
- 健康に関する講座の開催や正しい健康意識に関する情報の発信により、市民の健康に対する意識啓発を推進します。
- 特定健康診査・特定保健指導の重要性を発信し、健康無関心層の方に向けて、通知、電話や家庭訪問などにより、利用を勧奨します。
- 子どもの生活習慣病予防事業や思春期教室などの機会を通じ、子どもの頃から生活環境を整え、健康を意識することで、健康無関心層を作らないよう健康教育を推進します。
- 地域の食文化や農業・漁業に触れながら、バランスの取れた食生活・食習慣を身につけるための教育活動を推進します。
- 良質で高度な医療を提供するため、医療環境の整備を推進します。

主な事業

- 生活習慣病の早期発見、早期治療に向けた各種健診の実施
- 未病改善教室の実施
- 生活習慣病の発症及び重症化予防
- 食に関する教育活動の推進
- 地域医療体制の充実
- 救命救急センター運営事業

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
がん検診の受診率	14.3%	16.1%	16.5%	18.0%
特定健康診査(こくほの健診)の受診率	31.7%	34.2%	39.0%	42.0%

基本施策 2-③

地域福祉を充実する

【関係部】福祉部

現 状

- 高齢者や障がい者など支援を必要とする人であっても、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう、市民参加による「地域のささえあい」活動が展開されています。
- 判断能力が十分ではない人の権利を守るための成年後見制度の利用者数、認知度は十分とは言えない状況です。
- 自殺者数は減少傾向にありますが、増減を繰り返しています。国の分析では、本市は、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤労者・経営者」の自殺が多く、重点的に取り組む項目となっています。
- 生活困窮者自立支援法が改正され、生活困窮者に対して、地域、行政、関係機関がより連携して適切な支援へつなぐことが求められています。

課 題

- 高齢化の進展に伴い、暮らしの中心、生活の基盤としての地域の役割がますます大きくなる一方、公的な枠組みだけで各種の地域活動や福祉サービスなどを担うことが難しくなっています。
- 高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに伴い、地域福祉活動の担い手不足が顕在化しつつあります。
- 地域住民が主体となり多世代が活躍できるコミュニティを構築することが必要です
- 判断能力が十分ではない人が適切に成年後見制度につながり、人として尊重され権利が守られる環境づくりが求められています。
- 全国的に問題となっている若年層や本市の重点項目である「高齢者」、「生活困窮者」、「勤労者・経営者」への自殺対策に取り組む必要があります。
- 雇用形態の多様化や高齢化社会への推移を背景に、生活困窮に至るリスクが高まり、生活保護受給者が増加しています。また、適切な支援を受けることができていない生活困窮者を把握し、孤立させない必要があります。

取組方針

- 地域住民が世代や立場を超えてつながりを持ち、主体的に日常生活や社会参加などに関する課題解決を目指して、お互いに支え合いながら共に生きることができる地域共生社会の実現を目指します。
- 「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想」の実現に向けた取組を通じ、子育て世帯、高齢者世帯など多様な世代がいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。
- 周知啓発の強化、地域の連携ネットワーク構築などの推進により、成年後見制度の利用を促進します。
- 地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発と周知、「生きること」への支援促進などにより、深刻な悩みやSOSのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる体制を整備します。
- 地域、行政、関係機関の連携強化により生活保護世帯や生活困窮世帯を適切な支援へつなぐとともに、就労、社会参加、子どもへの学習等の支援を行うことにより、当該世帯の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活における自立を促進します。

主な事業

- 町内福祉村 事業の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 自殺対策の推進
- 生活保護世帯・生活困窮世帯に対する支援

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
町内福祉村ボランティア 登録者数	1,563人	1,945人	2,100人	2,500人
成年後見制度出張講座等参加者数 (累計)	270人	2,773人	2,270人	3,870人 5,600人
ゲートキーパー 養成者数(累計)	1,619人	2,985人	2,600人	3,400人 4,850人

基本施策 2-④

高齢者福祉を推進する

【関係部】福祉部、健康・こども部

現 状

- 2019年1月現在、本市の高齢化率は27.6%となっています。今後もさらに高齢化の進展が見込まれ、「人生100年時代」の到来を迎えようとする中、高齢者を取り巻く環境が変化しています。
- 健康長寿の実現には、若い頃から健康増進に努めることや、日常生活における様々な老化のサインを早期に発見し、加齢に伴い出現する生活機能の低下を予防することが求められています。また、認知症に対する正しい理解と予防に関する取組が求められています。
- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要もさらに拡大することが想定され、介護の職場における更なる人材不足が見込まれています。

課 題

- 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、「地域共生社会」の実現を見据えた地域包括ケアシステム のさらなる深化・推進が不可欠です。
- 高齢者が地域で活躍する場を確保するとともに、外出し様々な人との交流を促進する取組や、超高齢社会 における住まい、資産、交通、安全などの生活基盤を支える環境づくりが必要です。
- 早期からの取組を含む健康増進や介護予防活動が求められます。また、認知症総合施策や医療と介護の連携の推進が必要です。
- いつまでも充実した生活を送り、不安なく次世代に引き継ぐための支援を含めた権利擁護の推進が必要です。
- 特別養護老人ホーム等への入所待機者の解消や介護保険サービスの安定的な提供が求められています。

取組方針

- 「人生100年時代」の到来に向け、安心していきいきと暮らせるまちを目指し、地域共生社会の実現を見据えつつ、地域ネットワークの強化を図ることにより医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援にかかるサービスを一体的に提供する環境を整えます。
- 就労や余暇活動など高齢者が社会との接点や生きがいを持って暮らせるよう環境整備を進めるとともに、生活基盤を支える分野を含めた各種施策のあり方の検討等を行います。
- 健診や病歴などの情報を踏まえた早期からの生活習慣病予防等の取組や、フレイル予防対策などの介護予防活動の実践を支援します。また、認知症に関する知識の普及啓発と早期発見・早期対応体制の整備を進めるとともに、医療・介護関係者などと連携し地域全体で高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを進めます。
- 高齢者の生活支援等を通じた孤立の防止、見守り体制の基盤整備を進めます。また、自分らしい人生の締めくくりを目指す「終活」の活動支援に取り組み、権利擁護の推進を図ります。
- 今後の高齢者人口の動態や介護ニーズを踏まえ、多様な介護人材の確保・定着に向けた取組を進め、施設整備や在宅介護サービスなど介護保険サービスの充実を図ります。

主な事業

- 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進
- 高齢者の生活基盤を支える施策の検討
- 健康寿命の延伸に向けた健康増進と介護予防の推進
- 共生と予防を目指す認知症総合施策の推進
- 権利擁護推進体制の構築
- 介護保険サービスの円滑な実施のための人材確保

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
健康チャレンジリーダー 養成者数 (累計)		96人	100人	180人
認知症サポーター養成者数(累計)	10,252 人	20,794人	13,800 人	16,600人 33,500人

基本施策 2-⑤

障がい者福祉を推進する

【関係部】総務部、福祉部

現 状

- 近年になって注目されるようになった発達障がい等を始めとする障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。
- 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律 が施行されるなど、障がい者の理解促進や権利擁護に関する法整備が進む中、障がいの有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。
- 障がい者の法定雇用率の引き上げや障がい者の就労意欲の高まりなどにより、一般就労や福祉的就労をする障がい者数が増加傾向にあり、就労定着に向けた支援ニーズがより一層増大するものと考えられます。

課 題

- 増加傾向にある障がい者数は、高齢化の進展に伴い更に増加することが見込まれるとともに、高齢化等を要因とした、障がいの重度化・多様化が進む中、在宅サービスなどの利用も増加傾向にあり、サービスを提供する人員の充実が求められています。
- 障がい者差別の解消や虐待防止に関する法に基づき、障がい者に対する理解を深め、合理的配慮 の提供が進むよう継続して取り組む必要があります。
- 就労に向けた訓練機会の確保に加え、障がい者の就労促進や定着支援の取組が必要です。

取組方針

- 安定した在宅サービスの提供や相談体制の充実により、障がい者が地域で生活するための支援を推進するとともに、それを支える人材の育成に取り組みます。
- 障がい者の権利擁護の推進と障がい者の社会参加や暮らしやすい生活環境づくりを進めます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした心のバリアフリーを推進するとともに、後世に引き継いでいきます。
- 障がいの有無に関わらず就労できるような、障がい特性に応じた就労支援や就労継続に向けた生活面への支援を促進します。

主な事業

- 障がい者の地域生活支援の充実とそれを支える人材の育成
- 障がい者の相談支援体制と権利擁護の機能の充実
- 心のバリアフリーの推進
- 障がい者の就労支援と定着の促進
- 市における障がい者雇用モデルの推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
在宅福祉サービス利用者数(年間)	2,769人	2,937人	3,050人	3,250人
ひらつか就労援助センターの支援を受けながら就労している人数(年間)	307人	426人	350人	390人 575人

基本施策 2-⑥

コミュニティ活動を促進する

【関係部】市民部

現 状

- 自治会を中心とした地域住民が連携し、防犯・防災・環境など様々な分野で、安心・安全な住みよいまちづくりを目指した活動を展開しています。
- 市民活動を支援する拠点であるひらつか市民活動センターにおいて、市民活動団体などへの支援を行うとともに、より多くの市民が市民活動に参加していくための環境づくりを進めています。
- 自治会などの地域活動や市民活動団体の課題解決に向けた活動、事業者の社会貢献活動などの多くの活動が独自に展開されています。

課 題

- 少子高齢化や核家族化の進行などにより自治会などの地域活動への関心の低下傾向が見られ、担い手不足や役員の固定化などが懸念されています。
- 市民活動団体数は増加傾向にあるものの、活動や組織体制に課題を持つ団体があります。
- 多様化・複雑化する地域課題に対応していくためには、自治会や市民活動団体、事業者など様々な団体間の連携が必要になりますが、それぞれが有する人材や情報、ノウハウが相互に活かされていない状況です。

取組方針

- 市民一人一人が「自らの地域は自らつくる」という意識を持って、住みよいまちづくりを進めるための地域課題などを主体的に解決する取組を支援します。
- コミュニティ活動 を担う自治会や市民活動団体など、団体の組織基盤の強化を図るための取組を行うとともに、幅広い市民へ効果的な情報発信を行い、コミュニティ活動に携わる人材の育成やすそ野の拡大を進めます。
- コミュニティ活動の活性化による地域課題の円滑な解決に向け、自治会を中心とした地域の組織や市民活動団体、事業者など様々な活動団体の交流や連携を促進します。

主な事業

- 地域自治の推進
- 市民活動の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
自治会への加入世帯数	80,077 世帯	79,908 世帯	80,400 世帯	80,800 世帯
ひらつか市民活動センター 年間延べ利用団体数	6,899 団体	6,405 団体	7,100 団体	7,400 団体

基本施策 2-⑦

防災対策を強化する

【関係部】防災危機管理部

現 状

- 大規模地震、津波、風水害や火山噴火などの自然災害に対する市民の防災意識が高まっています。
- 県による津波浸水予測に基づき、津波避難ビル 指定や海拔表示板 を設置するとともに、津波避難ビルを活用した津波避難訓練、及び海浜利用者を対象とした津波対策訓練を実施しています。
- 防災気象情報システム を活用した迅速な気象情報等の提供を行っています。また、災害ハザードマップ を活用した地域との連携による訓練などを通じ、警戒避難体制の充実を進めています。
- 自主防災組織 の実践的、効果的な発災初動期における訓練を実施しています。また、防災関係機関との連携・協力体制による大規模災害を想定した総合防災訓練を実施しています。
- 避難所等への備蓄を進めるとともに、企業等との災害時協定による物資の確保を図っています。

課 題

- 自然災害が発生した際には、自助・共助 による発災初動期の対応が重要であり、自主防災組織の風水害時などでの主体的な活動を高めていくことが必要です。
- 避難者に対する備蓄品が確保されてきていますが、より細かなニーズに対して十分に対応できるようにしていく必要があります。
- 近年多発している集中豪雨など、激甚化する風水害への対応を更に強化していく必要があります。

取組方針

- 災害ハザードマップなどの活用による防災訓練の充実や、地域や事業所、関係機関との連携により自然災害に対する防災・減災 の取組を充実します。
- 自主防災組織や関係機関と連携した実践的な防災訓練の強化・充実を推進し、自主防災組織への防災訓練や防災資機材の整備を支援します。
- 長期保存食や避難所用の照明器具などの他、女性の視点や、子ども、高齢者等に配慮した生活必需品などの備蓄を拡充します。
- 災害時に迅速な対応がとれるよう、国、県、水防団等との連携を深めるとともに、高齢者等の要配慮者の避難対策を進めます。

主な事業

- 地域の減災対策の推進
- 防災訓練強化の推進
- 災害用備蓄の拡充
- 地震・津波・風水害対策の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
地域団体等が実施する防災訓練数 (年間)	302 回	407 回	332 回	356 回 422 回
目標値(2023)について、担当課と調整中です				
ほっとメールひらつか(地震風水害情報)の登録者数	8,377 人	8,960 人	9,000 人	9,500 人

基本施策 2-⑧

災害に強いまちづくりを推進する

【関係部】まちづくり政策部、土木部

現 状

- 本市は、東海地震、南海トラフ地震及び首都直下地震が発生した際に、災害が生じる恐れがある地域として、対策を推進強化すべき地域に指定されています。
- 市街化の進展や集中豪雨の増加等に伴い、浸水被害が発生しており、自助・公助を効果的に組み合わせた浸水被害対策を進めています。

課 題

- 最大震度が7クラスの大正型関東地震などによる被害が想定されるため、橋りょうや公共下水道などの市民生活に欠かせないインフラ施設の段階的かつ計画的な耐震対策を図る必要があります。
- 旧耐震基準による建物の耐震化を促進する必要があります。
- 公共下水道の雨水整備は計画的に進められており、その整備率は高くなっているものの、雨水排除能力を超える浸水被害を軽減する必要があります。

取組方針

- 重大な被害を及ぼす自然災害への対応として、橋りょうや公共下水道などのインフラ施設の耐震化を推進するとともに、建物の耐震化に関する普及啓発を進めます。
- 自助・公助 を効果的に組み合わせた総合的な浸水対策を継続的に進めるとともに、これまでに発生した最大降雨 70.5mm/hの検討を行い、浸水しないまちづくりに向けて、構想づくりを進めます。

主な事業

- 橋りょうの耐震化の推進
- 公共下水道施設の耐震化の推進
- 建物の耐震診断・耐震補強工事等に関する助成
- 総合的な浸水対策の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
緊急輸送路 等にかかる橋りょうの耐震化進捗率	50%	73%	70%	93%
<u>国道に埋設されている公共下水道施設の耐震化進捗率</u>	<u>43%</u>	<u>45%</u>	<u>29%</u>	<u>59%</u>
<u>国道1号に埋設されている公共下水道施設の耐震化進捗率</u>	—	73%	—	100%
建物の耐震化に関する補助制度周知数(年間)	8回	18回	15回	20回
土のうステーション の設置数	9箇所	12箇所	12箇所	15箇所

基本施策 2-⑨

日常生活の安心・安全を高める

【関係部】企画政策部、防災危機管理部、市民部、まちづくり政策部

現 状

- 平塚市防犯協会や平塚警察署などと連携した防犯キャンペーンやパトロールなどの地域安全運動を実施しています。
- 防犯街路灯を設置・維持管理し、平塚駅周辺に防犯カメラを設置するとともに、地域が設置する防犯カメラに補助することで、市民が安心感を実感できる環境づくりを進めています。
- 市民が安心・安全に暮らせるよう、交通安全対策や、消費生活相談 等の実施による消費者被害の防止などに取り組んでいます。

課 題

- 市内における犯罪発生件数は減少傾向にありますが、県内の他の地域に比べ、自転車盗など窃盗犯の発生件数が多くなっています。
- 窃盗犯の発生件数は減少傾向にありますが、市民の安心・安全に関する満足度が低い傾向にあります。
- 市内の交通事故の発生件数は減少していますが、全国的には自転車や高齢者関連の交通事故が多発しています。
- インターネットを経由した取引の増加など消費者を取り巻く環境が変化する中、高齢者だけでなく成人年齢が引き下げられる若年層などにも、消費者の知識・経験不足につけ込む様々な悪質商法が発生しています。

取組方針

- 窃盗犯の抑止を重点に、防犯キャンペーンや地域が取り組む防犯活動の充実を図るとともに、防犯設備の整備・充実を図ることで、犯罪が起きにくい地域づくりを進めます。
- 平塚駅周辺の環境浄化の取組を進めます。
- 市民の安心・安全に関するイメージを向上させるため、効果的な情報発信に取り組みます。
- 関係機関と連携して交通安全運動などを展開するほか、県の自転車条例や高齢者の運転免許の自主返納制度を広く周知することにより、自転車の交通事故や高齢者をはじめとした幅広い年齢層の交通事故の防止に取り組みます。
- 消費者被害を未然防止するため、被害拡大が懸念される高齢者や若者を中心に、的確な情報提供を行うなど、啓発活動を推進するとともに、環境や社会に配慮した消費などの消費者教育を推進することで、消費者の意識向上を図ります。

主な事業

- 防犯キャンペーン・地域防犯活動や防犯設備の充実
- 治安イメージ向上の推進
- 交通安全対策の推進
- 消費者啓発・教育の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
窃盗犯の発生件数(年間)	981件	686件	880件	780件 640件
目標値(2023)について、担当課と調整中です				
交通事故の発生件数(年間)	1,265件	843件	970件	790件 740件
消費生活相談において消費者自らが相手方と交渉できるよう助言した件数の割合	75%	89%	82%	85%

基本施策 2-⑩

消防・救急体制を強化する

【関係部】消防本部

現 状

- 老朽化した消防庁舎や消防車・救急車・資機材等を整備するなど、災害時における消防力の充実強化を図っています。
- 消防本部、消防団及び地域が連携し、災害から生命・身体・財産を守るため、防火意識などの高揚を進めています。
- 大規模地震、風水害などの自然災害及び多様化する災害への対応が求められています。

課 題

- 救急車の要請件数が、年々増加傾向にあります。
- 消防庁舎など、築30年を経過した消防施設が5割に達しており、施設の老朽化が進んでいます。
- 高齢化の進展に伴い、災害時における配慮が必要な高齢者が増加しています。
- 大規模災害時における迅速な対応や、地域に適した対応が必要となることから、行政と市民の連携が必要です。

取組方針

- 災害時の拠点となる消防署本署等の建て替えや消防車・救急車・資機材等の整備など、災害による被害を最小限に抑える防災拠点の整備を進めます。
- 消防訓練や各種講習会を開催し、消防・救急に関する知識を広めることで、地域住民の自主的な災害対応力の向上を目指します。
- 大規模災害への備えとして、地域と連携した住宅密集地等の消火体制の強化や、火災予防の意識啓発を行うなど、災害に強いまちづくりを推進します。

主な事業

- 消防署本署（第3分団合築）・消防団第4分団等の整備
- 応急手当の普及・啓発
- 火災予防の推進
- 住宅密集地等の消火体制強化

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
住宅用火災警報器設置率	83%	85%	85%	87%
普通救命講習修了者数(累計)	42,093人	53,897人	52,000人	60,000人 62,000人

基本施策 3-①

環境にやさしいまちづくりを推進する

【関係部】環境部

現 状

- 温室効果ガス排出量 の削減に向けて、国際的な取組が求められる中、本市においても市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策を推進しています。
- 本市の二酸化炭素排出量 は、平成 20 年度以降、減少傾向が続いていましたが、平成 24 年度には、全国の総発電量のうち火力発電の比重が増えたことで、1,853 千 t-CO₂ となり、平成 23 年度から大きく増加し、その後はほぼ横ばいで推移しています。
- 事業者による環境負荷 の低減に向けた活動や法令遵守の徹底を促進し、生活環境の保全を図っています。

課 題

- 本市の二酸化炭素排出量は、産業部門が最も多く、また、総排出量に占める家庭などからの排出量の割合も高まっています。
- 市民や事業者の日常的なエネルギー消費が、二酸化炭素の排出の大きな要因となっていることから、それぞれの自律的、自主的な地球温暖化対策が求められています。
- 大気や水質環境の改善が見られるものの、光化学オキシダント については、環境基準が達成されていません。

取組方針

- 市民や事業者が地球温暖化に対する知識や理解を深め、適切な対策や行動をしていけるよう、学習機会や情報の提供等により、電力の地産地消をはじめ、暮らしや事業活動における二酸化炭素排出量の少ないエネルギー利用の取組を促進します。
- 環境測定や環境情報の発信、事業者への指導などにより、市民や事業者の環境保全に対する意識向上を図ります。

主な事業

- 地球温暖化対策の推進
- 公害防止対策の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
二酸化炭素総排出量(年間)	1,853 千 t-CO2	1,810 千 t-CO2	1,603 千 t-CO2	1,402 千 t-CO2 1,650 千 t-CO2
大気汚染に係る環境基準達成率	76%	80%	80%	81%

基本施策 3-②

自然環境の保全を推進する

【関係部】環境部、まちづくり政策部

現 状

- 本市は、丘陵地、河川や海などの多様で豊かな自然環境に恵まれており、その自然環境に多くの市民が魅力を感じています。
- 土屋地区や吉沢地区を中心とした西部丘陵地域には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されています。

課 題

- 都市化の進展や生活環境の変化に伴い、日常生活の中で自然とふれあう機会が減少しており、自然環境に対する理解が不足し、環境保全への意識や活動の低下につながる懸念されます。
- 人の手が入らなくなったことで、里山 が荒廃し、多様な動植物を育む機能や美しい自然景観が失われてきています。
- 本市の特性に応じた生物多様性 への理解と保全活動の促進が求められています。

取組方針

- 市民等との協働による里山体験事業などを行い、身近な自然環境との触れ合いや体験等を通じて、市民の環境に対する意識の向上を図ります。
- 市民の環境に関する知識の習得や活動を支援し、市民が主体となった環境保全活動を高めます。
- 地域住民や学術機関などとの連携を深めながら、里山保全活動とともに、農とのふれ合いを通じた里山の活用に向けた構想づくりを進めます。
- 市民活動団体との協働事業によりフィールド調査などを実施し、生物多様性アクションプランの基礎となる自然環境評価に取り組みます。

主な事業

- 環境啓発活動の推進
- 里山保全活動の推進
- 生物多様性の保全

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
里山保全活動への参加者数(年間)	388人	468人	400人	450人 470人
環境学習への参加者数(年間)	1,020人	1,804人	1,100人	1,200人 2,000人

基本施策 3-③

循環型社会の形成を推進する

【関係部】環境部

現 状

- ごみ処理広域化 により、大磯町や二宮町と連携して循環型社会 の実現に向けた取組を推進しており、平成 25 年 10 月からは、中核施設として発電設備を有するごみ焼却施設が稼働しています。
- 市民等によるごみの減量化の取組が進むことにより、市民1人1日当たりのごみ排出量が減少傾向となっています。
- 焼却灰の資源化やごみ排出量の減少などに伴い、ごみの資源化 率が上昇しています。

課 題

- 可燃ごみの中には、依然、再生利用が可能な紙や容器包装プラスチックなどの混入が見られます。
- 事業系一般廃棄物 については、事業者の適正排出や排出抑制の意識が希薄な場合、ごみの排出量は増加する懸念があります。
- 世界規模で大きな社会問題になっているプラスチックごみの環境に対する負荷がより高まっていくことが懸念されます。
- 高齢世帯や共働き世帯の増加を背景に、集積所までごみを出すことが身体的、物理的な理由により難しくなっている世帯の増加が見られます。また、家庭ごみの減量化や資源化を一層推進する必要があります。

取組方針

- ごみに関する情報提供や普及啓発、環境教育等を行うことにより、市民の自主的な取組を促進し、ごみの排出抑制、減量化及び資源化を推進します。
- 排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者には、適正排出の徹底や各種リサイクル法の遵守等について普及啓発を行っていくほか、多量排出事業者には、減量化等計画書の提出や現地確認の実施などを通じて事業系一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を促進します。
- かながわプラごみゼロ宣言 への賛同のもと、使い捨てプラスチックごみの発生抑制に取り組みます。
- 市内全域での可燃ごみの戸別収集の導入を検討していくため、モデル地域で社会実験を実施します。

主な事業

- ごみの排出抑制、減量化及び資源化の推進
- プラごみゼロの取組の推進
- モデル地域における可燃ごみの戸別収集社会実験の実施

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
1人1日当たりのごみ排出量(年間)	898g	871g (速報値)	894g	890g 856g
ごみの資源化率	25.0%	25.4% (速報値)	26.5%	26.6%

基本施策 3-④

快適な生活環境の形成を推進する

【関係部】環境部、まちづくり政策部、都市整備部、土木部

現 状

- 高齢者の増加とともに障がい者人口も増加の傾向にあり、誰もが暮らしやすい環境づくりが求められています。
- 宅地造成やマンション建設などが進んでいる一方で、空地や空家等の問題が表面化しています。
- 日常生活で利用する道路や暮らしを支える公共下水道などの市民生活に欠かせないインフラ 施設の整備を計画的に進めています。
- 本市は地形が平坦であることから、多くの市民が通勤や通学、買物などの移動手段として自転車を利用しています。
- 近年のペットブームにより、犬や猫を飼う人が増加する一方、ペットを飼えなくなるケースやペットが好きな人とそうでない人との間で生活被害のトラブルが発生しています。

課 題

- 人口減少、少子高齢化などの人口構成の変化に対応したまちづくりが必要です。
- 秩序とゆとりのある街並みの形成や地域資源を有効に活用し、土地の適正な利用に取り組む必要があります。
- 人口減少や高齢化の進展、住宅ストックの過剰といった社会的な要因により、空家等が増加しており、空家等の発生抑制や適正管理及び利活用を行うことが必要です。
- 高度経済成長期に整備された橋りょうや公共下水道などのインフラ施設の老朽化が進行し、更新時期が集中して到来します。
- 自転車関連の事故は多く、また放置自転車については駐輪場の整備などにより一定の効果は上げつつも、解消には至っていません。
- 「人と動物が共生する社会の実現を図ること」が求められています。

取組方針

- 高齢者や障がい者の自立した日常生活をサポートするバリアフリー化を進めます。
- 誰もが歩いて暮らせる安全で快適な生活環境の向上に資するため、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に向けて、必要な都市計画制度の活用を図ります。
- 地域の特性や景観を活かしながら、秩序とゆとりのある建築・開発の誘導及び自主的な美化活動の支援など、まちの魅力を向上させ、良好な街並みの形成を進めます。
- 空家等の発生抑制や適正管理及び利活用に向けて、地域や関連事業者と協働のもと、総合的な空家等対策を進めます。
- 道路や公共下水道などのインフラ施設の整備を引き続き進めるとともに、併せて計画的な施設の長寿命化を進めます。
- 自転車が安全、快適に走行できる環境づくりと利用形態のニーズを考慮した駐輪対策を進めます。
- 犬や猫などの適正飼育の啓発を行い、狂犬病や生活被害の防止を図るとともに、市民団体と協力し、地域猫活動の取組を促進します。

主な事業

- 空家等対策の推進
- 橋りょうの長寿命化
- 公共下水道の長寿命化
- 自転車を利用しやすい環境づくり
- バリアフリー化の推進
- 動物愛護の推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
橋りょう長寿命化の実施率	4%	24%	53%	83%
早期修繕が必要な橋りょうの長寿命化の整備進捗率	—	31%	—	100%
公共下水道(合流区域)管路及びマンホール蓋長寿命化の整備進捗率	—	15%	—	34%
自転車関連事故の発生件数(年間)	381件	242件	260件	190件
駅周辺の放置自転車台数	296台	49台	180台	90台 40台

基本施策 3-⑤

花とみどりにあふれるまちづくりを推進する

【関係部】都市整備部、土木部

現 状

- 市内の都市公園の中には、平塚市総合公園や湘南海岸公園など大規模な公園もあり、市民に親しまれているだけでなく、市外からも多くの方が訪れています。
- 半数以上の公園で公園愛護会 が結成されているなど、市民参加による身近な公園づくりが進められています。
- 各種イベントの開催のほか、生垣設置への助成や保全樹の指定など、都市空間において日常的に花やみどりにふれあえる環境づくりを進めています。
- 高麗山公園（湘南平）は、山頂部分からの抜群の眺望により、富士山や相模湾、そして平塚の街並みを眺めることができ、市内外からの来園者に人気のスポットとなっています。

課 題

- 公園愛護会などの市民団体においては、会員の高齢化や新規会員の伸び悩みにより、活動時における人員が不足傾向にあります。
- 開設から30年以上が経過した公園が全体の約4割を占め、公園施設の老朽化が進んでいるため、施設の安全確保が課題となっています。
- 龍城ヶ丘プール跡地周辺では、民間活力の活用とともに、海の眺望などの地域特性を活かした公園の整備が必要です。
- 高麗山公園（湘南平）は、自然の趣を享受する風致公園 として多くの方が来園しやすく、楽しく快適に過ごせるよう再整備が必要です。

取組方針

- 市民の緑化意識の高揚のために、新規公園愛護会の結成の働きかけや、花苗などの配布による市民活動の充実に向けた支援を行います。
- 多くの市民が快適で安心・安全に利用できる公園の環境づくりに向けて、計画的に公園の再整備を進めます。また、龍城ヶ丘プール跡地では、地域住民の理解・協力を得ながら、Park - PFI制度による公園周辺の整備を進めます。
- 県内でトップクラスの生産量を誇り、平塚市の特産品であるバラをはじめとした花のまちづくりを進めます。
- 高麗山公園（湘南平）は、眺望をはじめ、季節を感じる花や子供たちが遊べる遊具、清潔なトイレなどを含めた再整備やアクセスの向上に向け、整備・維持管理手法の検討を進めます。

主な事業

- 市民団体と協働による公園管理の推進
- バリアフリー化に向けた公園の再整備
- Park - PFI制度等による龍城ヶ丘プール跡地周辺の公園整備
- 花の名所づくりの推進
- 高麗山公園（湘南平）再整備事業
- 総合公園の魅力アップ

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
市民団体による公園管理の割合	62.6%	64.6%	63.0%	64.0% 65.0%
バリアフリー化を図った公園数 (累計)	25 箇所	28 箇所	27 箇所	29 箇所
目標値(2023)について、担当課と調整中です				
花の名所の箇所数	11 箇所	12 箇所	12 箇所	13 箇所

基本施策 3-⑥

交通の利便性を高める

【関係部】福祉部、まちづくり政策部、土木部

現 状

- 本市は鉄道駅が平塚駅 1 つしかなく、移動手段別では乗用車の利用割合が最も高くなっています。
- 路線バスは、平塚駅を中心とした放射方向に、近隣市の鉄道駅などを結ぶ充実した路線が運行されており、多くの人に利用されています。
- 本市の北の核となるツインシティ大神地区のまちづくりが進んでいます。
- 幹線道路の多くは、平塚駅を中心とした放射方向に位置しています。

課 題

- 平塚駅周辺では、通勤通学の時間帯を中心として、路線バス、自家用車、自転車などの交通集中による混雑が発生しています。
- 平塚駅から離れた一部の地域ではバス停までの距離が徒歩圏から外れるなど、路線バスの利用に不便な地域がみられます。また、運行距離が長い路線では、道路渋滞の影響を受けやすくなっています。
- 単身独居高齢者の増加などを背景に地域内での移動へ困難を抱えている人が増加しており、地域内の移送について検討が必要です。
- 真田・北金目地区のまちづくりにより居住人口が大幅に増加している状況や、ツインシティのまちづくりにより大神地区における居住人口や従業人口の大幅な増加が見込まれることから、輸送需要への対策が必要です。
- 東西方向の道路が不足していることから、中心市街地周辺に交通が集中し、交通の負荷が高まっています。

取組方針

- 公共交通と自転車を中心とした人と環境にやさしいまちをめざし、各交通手段の利用圏域に応じた交通体系を構築し、公共交通の利用が不便な地域については、住民が主体となる地域内移送を含めた対応を進めます。
- 路線バスの待合い環境や走行環境の整備などによる公共交通の利用しやすい環境づくりを進めます。
- 通勤通学などの平塚駅からの利用しやすいさの向上をめざし、既設鉄道路線の乗り入れなどによる鉄道の輸送力増強や利便性向上を促進します。
- 市内唯一の鉄道駅である平塚駅と近隣市の鉄道駅を結ぶ幹線バスとして、東海大学前駅行きのバス路線の整備を進めます。
- ツインシティ大神地区のまちづくりの進捗に合わせて、関係機関との協議や沿線地域等との調整など、南北都市軸への新しい公共交通の導入を進めます。
- 東西方向の広域的な幹線道路による放射方向の交通の適切な誘導と市外とを結ぶ幹線道路などの整備を進めます。

主な事業

- 公共交通の利用が不便な地域への対応
- 路線バスを利用しやすい環境づくり
- 幹線バスの整備・強化
- 南北都市軸への新しい公共交通の導入
- 幹線道路の整備推進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
路線バスの乗り継ぎ環境の整備進捗率	41%	47%	65%	88%
幹線道路のボトルネック交差点の改良進捗率	12%	17%	40%	80%

基本施策 4-①

産業の活性化を促進する

【関係部】産業振興部

現 状

- 市がネットワークをつなぐことで、大学と企業の知的交流や技術開発、事業者間の新商品の開発や新事業の創出に向けた取組を進めています。
- 創業支援や社会環境の変化による中小企業の経営課題の多様化への対応を進めるため、産業団体や金融機関等との連携を強化しています。
- 知識集約型のIT 関連企業等が資本と人材を世界中から集めており、製造業や他の産業、地域等に大きな影響を与えています。
- 市民が身近に感じられる名産品等の地場産品の多くが、自店舗を中心に販売されています。

課 題

- Society5.0 などの動向に合わせ、本市産業の強みを活かしたイノベーションの創出を図るために、波力発電やロボットなど社会的ニーズの高い技術の開発について、商用化までの持続可能性を高める必要があります。
- 地域資源及び経営資源を活用した新商品の開発や新事業の創出を促進する必要があります。
- 中小企業特有の生産性の伸び悩みや、経営者の高齢化といった構造的な課題が進んでいます。
- IT 等の先端技術分野や地域の基幹産業において、起業家や高度専門人材等、産業競争力の基盤となる多様な人材が不足しています。
- 名産品、特産品等の地場産品の 認知度が十分に高まっていません。

取組方針

- 市内事業者が産業の枠を超えた連携を図り、付加価値のある商品の開発や販路開拓などの支援を進めます。
- 社会課題の解決に向けた波力発電やロボットなどの研究や事業を展開する企業等に積極的に協力します。
- 創業へのきっかけづくりから創業後の経営支援まで、産業団体や金融機関等と連携して実施することで、創業しやすい環境づくりを進めます。
- 社会環境や経済活動の変化により生じる、様々な経営課題に対応するため、関係支援団体や金融機関等との連携を強化することで、事業者ニーズに添った支援を実施します。
- 人材や資本が集まりやすい環境を作るため、様々な機関との連携で得られる「知」の集積と活用を図り、知的対流を可視化します。
- 地場産品の認知度を高めるため、生産者と市民によるふれあいの場を充実させるとともに、イベントへの参加による普及・PR活動や商取引の支援などを進めます。

主な事業

- 産業間連携の促進
- 創業者の支援
- 中小企業の経営支援
- 「知」の集積と活用
- 社会性を重視した技術開発の支援
- 地場産品の普及促進

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
産業間連携による新事業支援件数 (累計)	4件	32件	29件	49件
産業間連携ネットワークによる新 商品開発・新事業創出件数(累計)	—	13件	—	28件
創業者数(年間)	9人	22人	20人	22人 52人

経営に関する相談件数（年間）	—	248件	—	300件
知的対流推進事業等を通じた交流人口（年間）	—	—	—	130人
	本指標の設定について、担当課と調整中で			
各産品協議会が各種物産展等に出店した日数（年間）	36日	37日	38日	40日

基本施策 4-②

商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する

【関係部】産業振興部、都市整備部

現 状

- 購入時間帯に制約がなく、直接店舗まで足を運ばなくて良いインターネットを利用した商品の購入が広がっています。
- 一箇所で買い物ができる大型小売店舗が店舗し、多くの方が利用しています。
- 中心商店街では、来街者の減少傾向が続いています。

課 題

- インターネットによる商品購入が拡大すること等により消費者の利便性が高まる一方で、店舗で商品を購入する人が減少するとともに、顧客との直接のふれあいの機会が失われつつあります。
- 多様な店舗が存在し、市民の生活を支えていた商店街では、店舗数の減少などに伴い、その役割の低下が懸念されます。
- 中心市街地全体の魅力向上を図るため、産業、文化、歴史などの地域資源を活かし、効果的につなぐことで、来街者の地域資源に触れる機会を増やす工夫が求められます。

取組方針

- 魅力ある商品づくりを支援するとともに、コミュニケーションや体験等を通じた買い物を楽しめる店舗づくりを進めます。
- 商店街への人の流れをつくり、活性化を目指します。また、商店街団体が実施する販売促進活動を支援します。
- 土地の高度利用を促進し、居住及び店舗等の様々な都市機能の集積を図り、中心市街地の活性化と利便性の向上を図ります。
- 市内唯一の駅があるという中心市街地の特性を活かし、魅力を高める取組を支援するとともに、持続可能なにぎわいづくりを創出します。
- 公共用地の有効活用に努め、中心市街地の新たな集客の核となる見附台周辺地区の整備を進めます。

主な事業

- 中心市街地全体に波及するまちづくりの支援
- 商品、店舗や通りの魅力化、個性化の取組の支援
- 商店街団体等が実施するにぎわいづくりの支援
- 中心商店街における商業者育成や店舗の集積等による活性化の取組の支援
- 見附台周辺地区の再整備

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
魅力化実施店舗 数(累計)	10 店舗	46 店舗	50 店舗	82 店舗
商店街団体等主催・共催の イベントの来場者数(年間)	115,400 人	99,289 人	116,000 人	116,300 人

基本施策 4-③

工業を振興する

【関係部】産業振興部

現 状

- 本市の製造業の事業所数や従業者数、製造品出荷額等は神奈川県内でも有数の規模を誇っていますが、付加価値額が他市と比べて相対的に低い状況にあります。
- 広域幹線道路の開通によるアクセス性の向上を背景に、企業立地の需要が高まっています。
- 大手製造業の工場のほか、研究所や開発センター等も多数立地しています。
- 工場立地法の地域準則条例を制定し、用途地域に応じて工場等の立地がしやすい環境を整えています。

課 題

- 今後も国際的な企業間競争が続くことが予想される中、付加価値額を上げるためにも、企業の生産性を向上させる必要があります。
- 販路開拓及び販売促進への対策が、中小企業（製造業）が重視している経営戦略上の最重要課題として挙げられています。
- 企業立地の需要が高まる一方で、生産規模の拡大や、より良好な操業環境を求める工場の移転が懸念されます。

取組方針

- 付加価値額の向上を図るため、市内企業の設備投資に対する助成を行うとともに、「さがみロボット産業特区」や産学連携による研究開発等に取り組む企業を支援します。
- 企業が継続的に事業を行えるよう、新たな技術・製品などの研究開発や企業間の交流などを通じた販路拡大の機会を積極的に支援します。
- 良質な工業用地の保全に向けた取組を進めるとともに、企業の立地や事業拡大に伴う施設整備を支援します。

主な事業

- 企業の事業拡大や設備投資の支援
- 企業間及び大学等との技術や情報の交流や、販路拡大を促す支援
- 産学公 の共同研究による新製品、技術開発等の支援

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
中小企業（製造業）の事業拡大に伴う設備投資に対する助成件数（累計）	6 件	13 件	16 件	24 件
工場の新規立地や増築に対する助成件数（累計）	10 件	25 件	31 件	43 件

基本施策 4-④

農業・漁業を振興する

【関係部】産業振興部、農業委員会事務局

現 状

- 県内有数の生産量を誇る米を始め、バラ・きゅうり・いちごなどの特産品の栽培が盛んな農業、定置網漁を中心に、シラス船引網、刺し網等の漁業が営まれています。
- 本市の農業は、食料の生産のみならず、自然環境の保全や良好な景観の形成などの多面的機能をもち、市民の居住環境や教育環境の充実などにも大きく寄与しています。
- 本市の漁業は、市民の豊かな食生活を支えるとともに、市民が海に触れ、楽しむ機会を提供しています。

課 題

- 農産物に対する消費者のニーズは、品質のみならず、商品形態やブランドイメージなど、ますます多様化しており、そのニーズに応える生産が必要になっています。
- 地球温暖化や気象等による影響を受け、農水産物の生産量が不安定となる懸念があります。
- 貿易自由化による農水産物の価格低迷や、為替変動等の影響を受けた資材・燃料の高騰等による経営悪化が懸念されています。
- 農業・漁業の生産基盤の老朽化が進んでいます。
- 農業就業者の高齢化や減少に伴い、経営耕地も減少するなど、様々な問題の発生が懸念されます。
- 漁港周辺の魅力ある地域資源を十分に生かしきれいでいません。

取組方針

- 都市農業の多様な機能や漁港の立地環境を活かし、生産者と市民の交流を図りながら、農水産物の地産地消 や6次産業化などを促進し、付加価値の創造に取り組むことで、消費者のニーズに応えます。
- 多様な担い手の確保を図るため、選ばれる農業・漁業となるように経営及び生産基盤の強化を進めます。
- 「農業支援ワンストップ相談窓口」の充実を図り、農地や農業経営等の課題解決に向けた支援を進めます。
- 新港周辺の整備を行うことなどで魅力アップを進めるとともに、漁港周辺地域の魅力ある資源を活用して賑わいを創出し、集客や漁業の振興につなげていきます。

主な事業

- 農業・漁業の経営安定に向けた支援
- 農業・漁業の生産基盤 整備の推進
- 農業・漁業の担い手の育成の支援

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
農地利用集積面積	105ha	122ha	120ha	132ha 142ha
漁港施設の機能保全（更新率）	2%	35%	38%	100%

基本施策 4-⑤

観光を振興する

【関係部】企画政策部、産業振興部、都市整備部

現 状

- 観光客に市内での回遊を促す取組を進めています。
- 本市には平塚八景 をはじめ、豊かな自然景観、全国に誇る湘南ひらつか七夕まつりなど多様な観光資源があります。
- 観光資源は、市民生活にやすらぎを与え、また、市民の郷土愛を深めることに寄与しています。
- スマートフォンの普及に伴い、観光情報の入手が容易になっています。

課 題

- 魅力的な観光拠点がある一方、効果的に連携する仕組みが確立しておらず、魅力を活かしきれっていません。
- 国内外から観光客を呼び込むために、SNS など多様な情報伝達手段を活用した効果的な仕組の構築が必要です。
- 多様化する観光客がストレスなく、快適に観光を楽しめる環境づくりが十分ではありません。

取組方針

- 既存の観光資源の魅力を高めつつ、近隣市町の観光資源をつなぎ、周辺地域一帯での回遊性を高め、誘客の機会を増やします。
- 観光客の様々なニーズを踏まえた新たな「ツーリズム」としての観光プログラムづくりや受入体制の整備に取り組みます。
- 様々な情報伝達手段を活用して効果的な情報発信に取り組みます。
- 広域幹線道路の開通による首都圏からの来訪者の増加を見込み、海岸地域の魅力を高めるとともに、市内を回遊できる流れをつくります。

主な事業

- 観光資源の魅力アップと本市の特徴を活かした着地型の観光プログラムづくりの推進
- 「市民協働」、「市民参加型」による七夕まつりの推進と資金調達による拡充
- 誰もが観光を楽しめる受入体制の整備
- 様々なターゲットに対応した効果的な情報発信
- シェアサイクル事業の実証実験を踏まえた実施

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
入込観光客の数(年間)	707万人	755万人	736万人	740万人
目標値(2023)について、担当課と調整中です				760万人
市と関係団体で作成した観光メニューの件数(累計)	—	9件	6件	10件 14件

基本施策 4-⑥

雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する

【関係部】総務部、産業振興部

現 状

- 労働力人口の減少や、景気のゆるやかな回復基調に伴う企業の採用意欲の高まりから、有効求人倍率は高水準で推移しています。
- 長時間労働の是正や、柔軟な働き方の実現など、労働環境を大きく見直す取り組みとして、働き方改革が進められています。
- 女性の年齢別の労働力率が「M字カーブ」を示しており、結婚や出産を機に離職する方が多い状況となっています。
- 企業の経常利益が上昇傾向にありますが、一世帯あたりの平均世帯年収は伸び悩んでいます。

課 題

- 求職者が求める労働条件と企業側が求める人材に隔たりがあるため、希望する就職を実現することが困難な就職氷河期世代等の求職者がいます。
- 依然として、労働相談の上位には、「労働時間」、「賃金」等があがっており、働き方改革に関する情報を更に周知していく必要があります。
- 仕事と子育てを両立するために、子どもの預け先を選ぶ際、「職場から通いやすい」「勤務先からすぐ駆け付けられる」施設を希望しても利用できない保護者がいます。
- 国の調査によると、半数以上の世帯において、依然として家計が厳しい状況であると感じているため、生活基盤を安定させるための支援が必要です。

取組方針

- 関係行政機関との連携をより一層強化し、就労意欲のある求職者や転職希望者のスキルアップを目指したりカレント教育のほか、企業とのマッチング機会の創出など、適切な就労支援を進めます。
- 労働問題や働き方に関する講演会等を開催することで、事業主や勤労者の知識や理解を深め、働き方改革を促進します。
- 仕事と子育てを両立する保護者が働きやすい環境づくりを進める企業を支援します。
- 勤労者に対する融資制度を通じて、生活環境の充実に向けた支援を行います。

主な事業

- 就職に向けた活動への支援
- 労働情勢等に関する知識と教養を深める機会の提供
- 子育てしながら働くことができる環境づくりの促進
- 勤労者の生活の安定と向上の支援

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
合同就職面接会に参加した市内の企業数(年間)	16社	19社	18社	20社 21社
勤労者向け融資制度の新規利用件数(年間)	108件	14件	110件	110件
ユースエール、くるみん、えるぼし等の働きやすい職場づくりに関する認定を受けた市内企業件数(累計)	—	—	—	10件
労働セミナー参加者の満足度の割合	89.4%	83.1%	90%	90%

基本施策 4-⑦

新たな産業拠点の形成を推進する

【関係部】都市整備部、土木部

現 状

- 神奈川県と神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会 が策定したツインシティ整備計画において、東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と平塚市大神地区を新しい橋で結び、両地区一体となったまちづくりを目指しています。
- 本市では、ツインシティ大神地区を「北の核」として位置づけ、新たな産業や業務機能などの集積を目指し、基盤整備や立地企業の建設が進められています。
- 大神地区周辺では、さがみ縦貫道路 の全線開通に続き、新東名高速道路厚木南インターチェンジ が開通するなど、広域交通ネットワーク の整備により、ポテンシャルが高まっています。
- ツインシティ大神地区では、土地区画整理組合 の設立認可や、相模川にかかる（仮称）ツインシティ橋 の都市計画 決定などを行いました。

課 題

- 新たな産業拠点を形成するためには、土地区画整理事業を一層促進し、都市基盤を着実に整備する必要があります。
- ツインシティ整備計画で目指す約 6,000 人の雇用創出のため、基盤整備や立地企業の建設を進める必要があります。
- 土地区画整理組合による事業進捗を図るとともに、立地企業のオープンに合わせ、施工可能な箇所から下水道施設を整備する必要があります。
- ツインシティ整備計画において、整備が位置付けられている平塚愛甲石田軸 、伊勢原大神軸 の早期整備に向けた促進が必要です。

取組方針

- 組合施行による土地区画整理事業により、良好な都市基盤を創りだし、計画的なまちづくりを進め、産業機能、商業・業務機能、居住機能を適切に配置し、雇用の創出、産業の活性化を図り、本市全体の活力向上につなげます。
- 環境に配慮したまちづくりを実現するため、地権者や地域住民、さらには立地企業も含めた三者協働のまちづくりを進め、環境負荷の低減と、周辺の環境と調和した環境共生都市の形成を進めます。
- 土地区画整理組合に対して、効率的かつ地域特性を踏まえた支援を行います。また、事業の進捗に合わせ、土地区画整理組合と連携し、公共下水道整備を進めます。
- 神奈川県による（仮称）ツインシティ橋等の整備、並びに神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会による新幹線新駅の誘致活動の活性化を促進します。

主な事業

- ツインシティ整備の推進
- ツインシティ大神地区内の公共下水道整備

成果指標

指標名	計画策定時 (2014)	実績値 (2018)	目標値 (2019)	目標値 (2023)
ツインシティ大神地区土地区画整理事業の進捗率	0%	2%	40%	80%